長崎県ナースセンターとは・・・？

長崎県看護協会 長崎県ナースセンターは、長崎県の指定を受けて事業を行っている厚生労働大臣の認可を受けた看護職の無料職業紹介所（看護職のハローワーク）です。

ナースセンターは、1992 年に「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づいて設置されました。長崎県ナースセンターは、長崎県の指定を受けて事業を行なっています。

①長崎県ナースセンターはここが違います

- 病院・施設からの仲介料、広告料、収入目的の営利企業などとは異なります。
- 現場経験を持つ看護職が、求人・求職の相談に応じます。

②求人・求職の相談や登録は無料です

- 仲介料等も不要で、すべて無料です。
- 職場変更をお考えの方、まずは登録を！
  職場の悩み、不安、就職に際しての心配事など、看護の仕事に関する相談を受けています。
- 個人情報は厳守しますので、ご安心ください。

③進路相談もおまかせください

看護職になるにはどうすればいいか？看護職としてスキルアップのため進学をしたいとお考えの方には、県内の看護学校の案内等もしています。

④再就職をバックアップ

登録された方には、「ナースセンターだより」「求人情報」等をお届けします。

また、最新の医療・看護についての情報などを提供し、再就職への支援を行なっています。

まずは、最寄りの相談所へ来所いただくかお電話でご相談ください。

～ 相 談 受 付 ～

地　区	住　　所	電話番号	受付時間
諫　早	諫早市永昌町 23-6 ながさき看護センター内	TEL：0957-49-8060 FAX：0957-49-8063	月曜日～金曜日（祝日除く） 9：00～17：00
長　崎	長崎市魚の町 3-28 長崎赤十字会館 6 階	TEL：095-828-1747 FAX：095-828-1754	火・水・木曜日（祝日除く） 9：00～17：00 ※月･金曜日は転送電話により諫早にて対応
佐世保	佐世保市平瀬町 3-1 長崎県看護キャリア支援センター内	TEL：0956-23-8208 FAX：0956-23-8212	月曜日～土曜日（祝日除く） 10：00～17：30

看護の現場を離れても、「看護師のわたし」を忘れない。

医療の現場に、看護師はなくてはならない存在だ。
わたしたちは、その仕事に誇りを持っている。
いつまでも、看護師でいたい。
けれど、自分や家族の生活も大切だし、
自分に合った働き方もしたい。
だから、わたしたちは届け出る。
看護師でいるためのサポートを得るために。
そう、看護師のわたしを、ずっと忘れないために。

ナースの皆さん！届け出てください！

2015年10月より、看護師等の離職時等の届出制度がはじまりました。

看護師等の人材確保の促進に関する法律（看護師等人材確保法）の一部改正により、免許を持ちながら
看護師等の仕事に就いていない方に氏名や連絡先などを都道府県ナースセンターへ届け出ていただくことになりました。
届出は、スマートフォンやインターネット、都道府県ナースセンター窓口で行うことができます。

ナースセンターとは

看護師等人材確保法に基づき、中央ナースセンターは日本看護協会が厚生労働省から、都道府県ナースセンターは都道府県の看護協会が都道府県から、指定を受けて運営しています。都道府県ナースセンターでは、看護職*が切れ目のないキャリアが積み重ねられるよう、復職や就業等の様々な支援を行っております。*看護職は保健師・助産師・看護師・准看護師を含みます

日本看護協会は看護職の人材育成や労働環境の改善、復職・就業支援を通じて、国民が健康で安全に生活できる保健・医療・福祉体制の構築に貢献しています。

看護師等の届出サイト

とどけるん

https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/

eナースセンター 「とどけるん」は、ナースセンターの無料職業紹介事業「eナースセンター」と連携しています。

中央ナースセンター | 公益社団法人 日本看護協会

とどけるん 検索

提出先：長崎県ナースセンター
ＦＡＸ：0957-49-8063

本人届出用

届出票

太枠内の項目に記入してください。　　*は記入必須項目です。
選択肢に番号があるものは1つ選択し、○をつけてください。
（ ）該当するものにチェックをつけてください。

記入年月日（西暦）　　年　　月　　日

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第16条の3第1項に基づき、以下のように届け出ます。

氏名(*)		フリガナ 姓	フリガナ 名	
生年月日(*)（西暦）		年　月　日	性別(*)	1．女性　2．男性
現住所(*)	都道府県	〒		
	住所番地			
電話番号１(*)		－　－	電話番号２	－　－
ＦＡＸ番号		－　－		
メールアドレス１(*)			メール アドレス２	
保健師免許	免許の有無(*)	1．あり 2．なし	登録番号	
			登録年月日	昭和・平成　年　月　日
助産師免許	免許の有無(*)	1．あり 2．なし	登録番号	
			登録年月日	昭和・平成　年　月　日
看護師免許	免許の有無(*)	1．あり 2．なし	登録番号	
			登録年月日	昭和・平成　年　月　日
准看護師免許	免許の有無(*)	1．あり 2．なし	登録番号	
			登録年月日	昭和・平成　年　月　日
			認定都道府県	
就業状況(*)		1．就業していない　2．就業していないが求職中 3．就業中・就業予定（看護師等）　4．就業中・就業予定（看護師等以外） 5．学生　6．その他（　　）		
職歴				
離職年月　（西暦）		年　月		
離職理由		1．転職　（□看護師等として勤務 □看護師等以外の職種で勤務）　2．進学・留学 3．家庭の都合　4．体調不良・療養　5．その他（　　）		
復職の意向		1．すぐに復職したい　2．いずれ復職したい　3．ない　4．未定		
ナースセンターが行う無料職業紹介事業（eナースセンター）への登録を希望しますか		1．希望する　2．希望しない　3．詳しい説明を聞きたい		

※「就業状況」について：離職前に届出票を記入する場合は、想定している離職後の状況（以下参考）をご回答ください。

1. 就業していない→就業する予定はない
2. 就業していないが求職中→就業先が未定のため求職活動をする予定
3. 就業中・就業予定（看護師等）→看護師等として就業することが決まっている
4. 就業中・就業予定（看護師等以外）→看護師等以外で就業することが決まっている（例：一般事務職等）
5. 学生→進学（大学院、留学等）

長崎県看護キャリア支援センター
福祉施設看護職員等への研修のご案内

出張研修のご案内です！

★自施設で研修を開催しませんか？

…施設が必要とする研修を、企画から

開催当日までセンターが支援します。

★施設内研修の充実させたい・・・

★課題の解決対策に・・・等等に

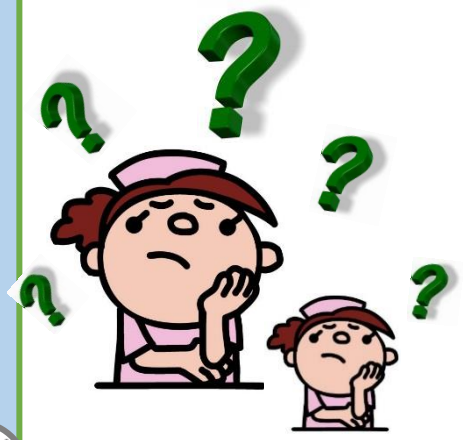

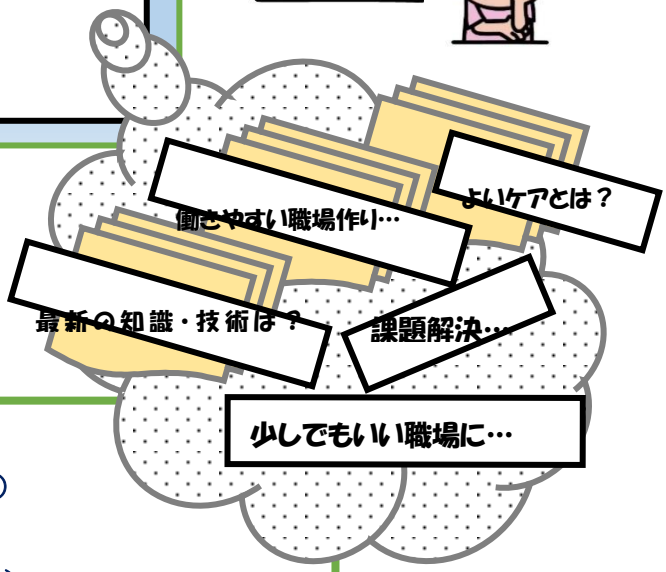

募集：県下 12 施設

1．実施期間：７月～３月の希望日（月～金曜日）
　実施時間 10：00～17：00（2 時間/回程度）
2．実施場所：希望施設
3．費　　用：無料（講師は、県内講師の予定です）。
　当日、センターから職員を派遣します。
4．そ の 他：未就業者で、福祉施設への就職希望者がいる場合、受講また施設見学（2 時間程度）の機会をお願いできればと思います。
5．申 込 み：下記問い合わせ先まで、電話で申し込み下さい。
　（実施希望日３ヶ月前までに申込み下さい。）

【お問い合わせ・申込先】
〒857-0056　佐世保市平瀬町３番地１
長崎県看護キャリア支援センター（運営：指定管理者公益社団法人長崎県看護協会）
TEL：0956-23-8207　FAX：0956-23-8212
E-mail：nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp

福祉施設出張研修　概要

1. 目　　的：福祉施設での研修を開催し看護技術・知識の向上が図れる。
2. 対　　象：開催福祉施設の看護職員他、未就業看護職員等、近隣の診療所看護職員等
3. 受講施設数：　12 施設/年間（先着順）
4. 開催場所：研修希望の福祉施設等
5. 開催時期：平成 28 年 7 月～平成 29 年 2 月の希望日（時間 10：00～17：00 のうち 60～90 分/回）
6. 受 講 料：無　料
7. 研修内容：

（1）テ ー マ：開催施設の希望テーマに沿う。

（2）準 備 等：講師依頼（県内講師）、資料等の準備は看護キャリア支援センターが行います。施設は研修機材等の準備をして下さい。

8. 申込締切日：平成 28 年 11 月 30 日

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【申込書】福祉施設出張研修

下記に記入しセンターへ FAX して下さい。

ＦＡＸ　０９５６-２３-８２１２

◇申込施設◇

申込責任者		役　　職	
施　設　名		勤 務 部 署	
住　　所	〒		
T　E　L		F　A　X	

◇研修内容◇

研 修 テ ー マ	
主 な 内 容 等	
実 施 予 定 日	平成　　年　　月　　日　（　　）曜日
開 催 時 間	時　　分　～　　時　　分
開 催 場 所	
研 修 対 象 者	
受 講 者 数	
そ　の　他	

＊申込受付後、センターより内容等の確認をさせていただきます。

＊受付施設が多数の場合は、先着順とさせていただきます。ご了承ください。

中堅看護職員研修のご案内

～福祉・医療・在宅等に就業する看護職員の研修および交流会～

看看連携研修　職場で話題になっていますか？

- 「病院完結型」から「地域完結型」へ・・・
- 「医療機関」から「暮らしの場」へ・・・
- 「生活モデル重視」へ・・・等々　　多忙な中どうしましょう？

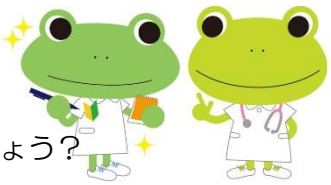

施設をこえて、地域の仲間とスキルアップ！！

第１回　中堅看護職員研修・交流会のテーマ

第１回　看護倫理とは何？　　－日常業務で確認しよう－

第２回　迷わない救急時対応力！ー判断力と実践力の習得ー

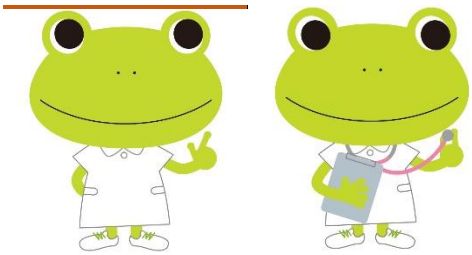

１）開催場所：長崎県看護キャリア支援センター（佐世保市平瀬町３番地１）

２）開催時期：平成 28 年 9 月 21 日（水）　　9:30～15:30（5 時間）

平成 29 年 2 月 15 日（水）　　9:30～15:30（5 時間）

３）対　　象：①福祉施設等に就業する看護職員

②一般病院に就業する中堅看護職員

４）受 講 料：~~無料~~

５）申 込 書：別添申込書を　ＦＡＸ：0956-23-8212　に送付する。

６）申込期間：平成 28 年 8 月 20 日（土）～9 月 10 日（土）

【お問い合わせ・申込先】

〒857-0056　佐世保市平瀬町３番地１

長崎県看護キャリア支援センター（運営：指定管理者公益社団法人長崎県看護協会）

TEL：0956-23-8207　FAX：0956-23-8212

E-mail：nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp

中堅看護職員研修・交流会　概要

1. 目　　的：他施設に就業する看護職員と共に学び、互いが抱える課題等についての情報交換・ネットワーク化を図り、他施設看護の理解・連携また業務改善への機会とし、看護の質向上、就業継続に生かす。
2. 対　　象：①福祉施設等に就業する看護職員
   ②一般病院に就業する中堅看護職員
3. 定　　員：30 名/回
4. 受 講 料：無料
5. 研修内容

	日　　程	時間	内　　容	講　師
第1回	9 月 21 日（水） 9：30～15：30 （5 時間）	4	看護倫理とは何？　－日常業務で確認しよう！－ ・改めて倫理・看護倫理とは ・看護倫理的実践とは　　等	長崎県看護協会 副会長 久家美智代 (支援者 2 人)
		1	情報・意見交換	
第2回	2 月 15 日（水） 9：30～15：30 （5 時間）	4	迷わない救急時対応力！－判断力と実践力の習得－ ・緊急時対応の実際　等	調整中 (支援者 4 人)
		1	情報・意見交換	

6. 開催場所：長崎県看護キャリア支援センター

1. 受講研修の選択　：参加研修の（　　）に〇をつけて下さい。

	開催期日	申込期間
第 1 回	（　　）H28 年 9 月 21 日（水）　9：30～15：30	8/20（土）～9/10（土）
第 2 回	（　　）H29 年 2 月 15 日（水）　9：30～15：30	1/10（火）～2/1　（水）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【申込書】中堅看護職員研修・交流会

ＦＡＸ　０９５６-２３-８２１２

2. 参加者氏名

№	氏　　名	免許・資格	№	氏　　名	免許・資格
1		看・准看・他(　　)	3		看・准看・他(　　)
2		看・准看・他(　　)	4		看・准看・他(　　)

＊申込者多数の場合は、本用紙をコピーしてお使いください。

3. 申込施設

申込責任者		役　　職	
施　設　名		勤 務 部 署	
住　　所	〒		
T　E　L		F　A　X	

＊当日の申込・変更はできません。

＊記入漏れがないようにお願いします。申込責任者・施設名等も必ず記入ください。

平成28年度 未就業・福祉施設看護職等の
復職・就業支援研修のご案内

参加費無料

目的：最新の看護についての知識・技術を修得することで、受講者の看護の資質向上を図り未就業看護職員の就業促進と福祉施設・診療所等で働く看護職員の看護技術実践力と就業意欲を高めることで、離職防止につなげ確保定着を目的とする。

【1.基本集合研修:講義】募集人員:各20名

日	内　容	時間	場所 ＼ 時間	長崎県看護キャリア支援センター(佐世保市)		ながさき看護センター(諫早市)	
				第1回	第3回	第2回	第4回
1	・看護の動向・看護倫理 ・バイタルサインと観察のポイント	4.5時間	9:30～15:30	H28年4月12日	H28年10月4日	H28年8月2日	H29年2月7日
2	・医療事故防止(薬物の取り扱い含) ・院内感染防止について	4.5時間	9:30～15:00	4月13日	10月5日	8月3日	2月8日
申込み先：FAX 0956-23-8212		受付期間		3/5～25	9/1～20	7/1～20	1/5～20

対象者：①未就業看護職の方　②福祉施設・診療所等に在職中の方　③育児休暇中の方等（原則、全日程参加できる方）

【2.看護技術集合研修:講義・演習】募集人員:各10名

日	内　容(シミュレータ活用研修) 4時間	回・会場 ＼ 時間	長崎県看護キャリア支援センター(佐世保市)					
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
1	講義・演習:採血・注射・ME機器取扱い	10:00～15:00	4月７日	6月９日	8月４日	10月6日	12月1日	2月2日
2	講義・演習:吸引・導尿		4月14日	6月16日	8月10日	10月13日	12月8日	2月9日
3	講義・演習:経管栄養・胃瘻		4月21日	6月23日	8月18日	10月20日	12月15日	2月16日
4	講義・演習:創傷・褥瘡ケア・体位交換・ボディメカニクス		4月28日	6月30日	8月25日	10月27日	12月22日	2月23日
申込み先：FAX 0956-23-8212		受付期間	3/5～25	5/1～20	7/1～20	9/1～20	11/1～20	1/5～20

対象者：①未就業看護職の方、福祉施設・診療所等に在職中の方等、育児休暇中の方等（原則、全日程参加できる方）

【3.看護技術個別研修:医療施設においての体験研修】　募集人員:3人まで／施設

内容 ＼ 地区・施設	県北地区		県央地区		県南地区	
	実習施設名	実習日	実習施設名	実習日	実習施設名	実習日
【内容】 1日目 AM:基本技術 PM:看護技術	佐世保共済病院	5/10(火)～12(木)	諫早記念病院	5/17(火)～19(木)	昭和会病院	5/24(火)～26(木)
	北松中央病院	5/11(水)～13(金)	愛野記念病院	5/18(水)～20(金)	長崎北徳洲会病院	5/25(水)～27(金)
	受付期間：4/1～4/20		受付期間：4/1～4/30		申込み先：FAX0956-23-8212	
	青洲会病院	7/ 5(火)～ 7(木)	長崎県島原病院	7/12(火)～14(木)	光晴会病院	7/26(火)～28(木)
	佐世保中央病院	7/ 6(水)～ 8(金)	西諫早病院	7/13(水)～15(金)	井上病院	7/27(水)～29(金)
2日目 AM:看護技術 PM:看護技術	受付期間：6/1～6/20		受付期間：6/1～6/30		申込み先：FAX0956-23-8212	
	長崎労災病院	9/ 6(火)～ 8(木)	市立大村市民病院	9/13(火)～15(木)	虹が丘病院	9/27(火)～29(木)
	千住病院	9/ 7(水)～ 9(金)	愛野記念病院	9/14(水)～16(金)	済生会長崎病院	9/28(水)～30(金)
	受付期間：8/1～8/20		受付期間：8/1～8/30		申込み先：FAX0956-23-8212	
3日目 AM:看護技術 PM:就業相談	佐世保市総合医療センター	11/8(火)～10(木)	宮崎病院	11/15(火)～17(木)	長崎記念病院	11/29(火)～12/1(木)
	佐世保記念病院	11/9(水)～11(金)	長崎県島原病院	11/16(水)～18(金)	長崎北病院	11/30(水)～12/2(金)
	受付期間：10/1～10/20		受付期間：10/1～10/30		申込み先：FAX0956-23-8212	
【実習時間】 10:00~15:30	佐世保共済病院	1/10(火)～12(木)	西諫早病院	1/17(火)～19(木)	百合野病院	1/24(火)～26(木)
	北松中央病院	1/11(水)～13(金)	貞松病院	1/18(水)～20(金)	三原台病院	1/25(水)～27(金)
	受付期間：12/1～12/20		受付期間：12/1～12/25		申込み先：FAX0956-23-8212	
【対象者】 上記1,2研修と同じ	佐世保中央病院	3/ 7(火)～ 9(木)	市立大村市民病院	14(火)～16(木)	聖フランシスコ病院	3/21(火)～23(木)
	佐世保同仁会病院	3/ 8(水)～10(金)	宮崎病院	15(水)～17(金)	十善会病院	3/22(水)～24(金)
	受付期間：2/1～2/20		受付期間：2/1～2/25		申込み先：FAX0956-23-8212	

他に個人で受講できる「看護技術シミュレータ活用研修」もあります。お問合せ下さい。

申込みは、裏面をご活用下さい

【申込み・問合せ先】
長崎県看護キャリア支援センター
〒857-0056　佐世保市平瀬町3-1
TEL:0956-23-8208　FAX:0956-23-8212

キャリアのひと休み！　ホッ
カラにして振り返ってみる・・・　仕事が恋しくなるかも？

問い合わせ先は表面を！

未就業・福祉施設看護職等の復職・就業支援研修申込書

① 申込み書の現状は、**未**：未就業・休職者等　**就**：医院・福祉施設就業者等を指します。
② 下記３つの研修を、組み合わせて受講されることをお奨めします。是非、ご検討を！

下記「申込責任者」蘭も必ずご記入ください！

【1. 基本集合研修申込書】

No.	参加者氏名	該当に○をつけて下さい		経験年数	受講希望の回・開催日を記入する。	
		現　状	職　　種		回	開催日
1		未・就	看・准・保・助			
2		未・就	看・准・保・助			
申込み：FAX **0956-23-8212**　（申込期日をお守り下さい）						

【2. 看護技術集合研修申込書】

No.	参加者氏名	該当に○をつけて下さい		経験年数	受講希望の回・開催日を記入する。	
		現　状	職　　種		回	開催日
1		未・就	看・准・保・助			
2		未・就	看・准・保・助			
申込み：FAX **0956-23-8212**　（申込期日をお守り下さい）						

【3. 看護技術個別研修―医療施設においての体験研修申込書】

参加者名		該当に○をつけて下さい	
		未・就（施設名：　　）	看・准・保・助
地　区	実　習　期　日	第１希望施設名	第２希望施設名
本研修の受講について	1. 1回目　2.　2回目の受講である（前回の受講施設：　　） ユニホームサイズ【　　】実習病院より借用します。		
申込み：FAX **0956-23-8212**　（申込期日をお守り下さい）			

申込責任者

上記と併せて必ずお書き下さい！
未就業者の場合は、施設名外を記入してください！

氏　　名		役　　職	
施 設 名		T E L	
		携　　帯	
住　　所	〒	F A X	

注意！＊当日の申込・変更はできません。　＊申込者多数の場合は、本紙をコピーしてお使いください。
＊記入漏れがないようにお願いします。

長崎県看護キャリア支援センター

○実務者研修（625時間）

当センターでは、雇用保険受給資格者で介護職への就職を希望され、公共職業安定所長から職業講習の受講指示を受けた方の離職者訓練として実施します。

実施期間：平成２８年６月２日～１１月１１日

3．情報の提供（介護労働者の理解のために）

○図書・DVDの発行

介護についての能力向上や資格取得に役立つ図書や介護に関わる方々の技能レベル向上と幅広い知識の修得に役立つDVDを発行しています。

○機関誌「ケアワーク」の発行

介護に関する知識や最新の情報等を掲載した月刊誌を発行しています。

○職場改善好事例集「こんなときDO（どう）する」

介護事業を行ううえで、職員の雇用管理に関する悩みは尽きません。
「職場改善好事例集」では、そんな悩みを解決するヒントとして、全国の訪問・施設介護事業所が取り組んだ雇用管理の改善事例を紹介しています。

詳しくはこちらから　→　http://www.dousuru.kaigo-center.or.jp

○介護情報サイト（care-net.biz）の運営

・ホームページ作成　　～　制作・公開・更新・運用　～

今やホームページは、介護事業所の情報公開だけにとどまらず、サービスのご利用をお考えの方、就職をご希望の方等の必須アイテムです！

ホームページに関するノウハウを持ったホームページセンターが、制作、 公開、更新、運用までサポートいたします。当サービスは、電話、郵便、ＦＡＸ、E-mailなどで掲載内容をホームページセンターに送るだけで、簡単にお手頃価格で作成できます。

初期設定費用 ：賛助会員 47,300 円（一般　60,600円）
月額利用料　 ：賛助会員　6,400 円（一般　 7,800円）

（月額利用料にはサーバーレンタル・保守費用・月の更新最大２回分を含む）
※求人サイト「ケアワークナビ」の求人広告を無料で１年間掲載できます

・介護・福祉・医療の求人サイト「ケアワークナビ」（有料）

介護事業者の人材確保のお手伝いをします。

・介護事業者検索サイト「カイゴホームページナビ」（登録無料）

当検索サイトに登録いただくと、日本全国で介護事業所をお探しの方が、インターネットにより介護事業者のホームページを地域別・提供サービス別に検索される際の検索対象となります。

4．介護関係機関との連携（介護分野の人材確保・定着のために）

○介護労働懇談会の実施

安心して働くことができる介護事業所の職場づくりを支援することによって、介護人材の確保及び定着、育成をもたらすために、地域の介護関係の行政機関、民間団体等が参集し、介護労働の現状と展望について情報共有するために、地域の実情に応じた役割、分担のあり方について検討します。

H280520

平成２８年度
公益財団法人
介護労働安定センター
長崎支部

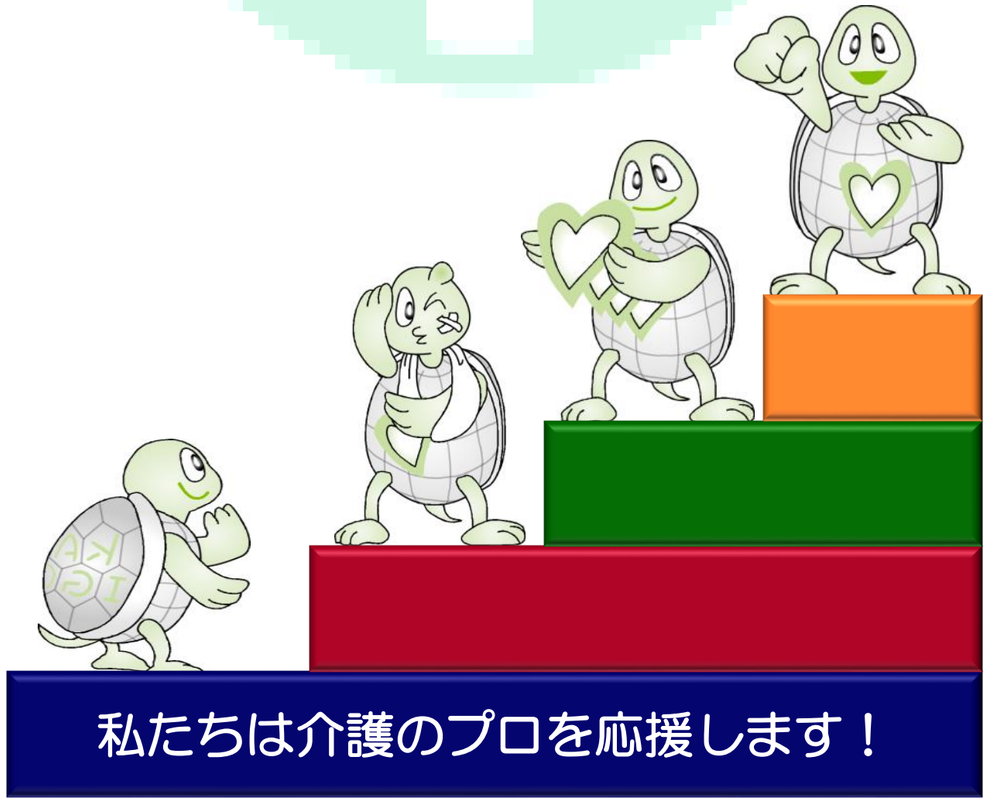

〒850-0057　長崎市大黒町９－２２大久保大黒町ビル新館６階
TEL：095-828-6549　FAX：095-828-6589

1．雇用管理の改善（働きやすい職場環境づくりのお手伝い）

無料

○雇用管理コンサルタント及びヘルスカウンセラーによる相談援助

介護労働者を雇用する事業主の皆様のさまざまな雇用管理の改善及び介護職員の方のメンタル予防・健康管理について専門家が訪問または来所による無料の相談を実施します。
また、各事業所や、複数の事業所に対する講話、勉強会、相談会、研修会にも対応いたします。
申込みは随時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

※「平成28年度　雇用管理コンサルタント」
石井計行　税理士・中小企業診断士（長崎市）
佐藤信吾　社会保険労務士（佐世保市）
田川智砂子 社会保険労務士（大村市）
横尾忠則　社会保険労務士（島原市）
堀江武志　社会保険労務士（長崎市）
鬼塚裕司　社会福祉士（諫早市）
森 あゆみ　社会保険労務士・行政書士（長与町）

＜個別相談実施例＞
・就業規則等各種規程の見直しについて
・法改正と事業所の現状について
・募集・採用の注意点について
・介護保険制度改正や報酬改定について
・人事評価制度について
・助成金について　　等々

＜研修実施例＞
・法改正と労務管理のポイント
・労務トラブルの事前対策
・パワハラ防止とアンガーマネジメント
・介護保険の仕組み　　等々

※「平成28年度　ヘルスカウンセラー」
久冨香苗　臨床心理士（長与町）
山中利文　認定看護管理者 精神科認定看護師（諫早市）
碇 由美香　感染管理認定看護師（佐世保市）
相田雄二郎 シニア産業カウンセラー（諫早市）
濱﨑ひとみ 看護師（時津町）
山口とめ子 看護師（長崎市）
橋本　愛　看護師（長与町）
山口友子　感染管理認定看護師（諫早市）
堀江武志　産業カウンセラー（長崎市）
豊福睦子　看護師（長崎市）

＜個別相談＞
・ヘルスカウンセラーと個別面談を実施しています。
　また、事業所内での相談会として複数の職員の方との面談も実施しています。

＜集団講話実施テーマ事例＞
・職場のメンタルヘルス
・離職を防止する管理者としての援助方法
・こころのマネジメント
・感染症予防、熱中症予防対策　　等々

無料

○平成２８年度　長崎労働局委託事業「雇用管理改善促進事業」

介護事業所の様々な課題に対応して雇用管理改善のお手伝いをし、安心して働くことができる職場環境向上に資する相談・支援を行います。

●雇用管理改善啓発セミナー

第１回　６月２３日（木）１３：３０～１５：３０　佐世保市開催
第２回　６月２４日（金）１３：３０～１５：３０　諫早市開催
第３回　７月１２日（火）１３：３０～１５：３０　長崎市開催

無料

○雇用管理責任者講習（厚生労働省委託事業）

介護事業主、雇用管理責任者、法令遵守責任者、人事・労務担当者を対象に、雇用管理について関係法令等の基本的事項と具体的で実践的な講習会を厚生労働省の委託事業として開催します。

７月１５日（金）	総合	対馬市	１０月１８日（火）	賃金管理	佐世保市
８月１９日（金）	労働時間管理	諫早市	１１月１７日（木）	人事管理	佐世保市江迎
９月１５日（木）	総合	諫早市	１２月　９日（金）	総合	長崎市
１０月１５日（土）	安全衛生・健康管理	島原市			

有料

○事業者支援セミナー

介護事業所の事業主や中間管理職及び介護団体等の長などを対象に、組織管理、財務管理及び、サービス管理など雇用管理及び経営の改善に必要な情報の提供、知識の修得または意識啓発など事業所のニーズに即したテーマによる雇用管理改善のためのセミナーを実施します。

2．職業能力の開発（利用者へのサービス向上のために）

無料

○能力開発啓発セミナー

●平成２８年　５月１３日（金）長崎市開催　「できる職員を増やし選ばれる事業所づくり」
講師：堀江　武志（一般社団法人介護経営研究会 所属　きぼう社会保険労務士事務所 代表）　定員３０名
●平成２８年１０月１９日（水）長崎市開催　「部下の育成とリーダーとしての役割」
講師：金子　マモル（ツナグバサンカク　代表）　定員３０名

無料

○介護技術講習　「緊急時の応急手当技術の必要性について」

● 平成２８年５月１７日（火） 日本赤十字社 長崎県支部　開催　定員３０名
● 平成２９年２月１５日（水） 日本赤十字社 長崎県支部　開催　定員３０名

無料

○研修コーディネート事業

従業員のキャリア形成に取り組む介護事業所を対象に、職員が訪問等による無料の相談援助を実施し、相談内容に応じて雇用管理改善の担当者と連携し問題解決に努めます。また、専門的相談については、当センターが委嘱する介護人材育成コンサルタントが対応します。

＜個別相談＞
・介護事業主からのご要望により、コンサルタントが指定の場所に伺い、職員のキャリア形成、研修体系構築等について説明します。
＜集団相談＞
・複数事業所、各種団体からのご要望により、コンサルタントが指定の場所に伺い、キャリア形成等に関する講話・勉強会を実施します。

※「平成28年度　人材育成コンサルタント」
佐藤信吾　社会保険労務士・CDA（佐世保市）
鬼塚裕司　社会福祉士（諫早市）
堀江武志　社会保険労務士・ｷｬﾘｱｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ（長崎市）
金子マモル　キャリア概論等講師（長崎市）
田川智砂子　社会保険労務士（大村市）
横尾忠則　社会保険労務士（島原市）

有料

○介護職員スキルアップ講習

より実践的な知識・技術等を修得してレベルアップすることができます。

◎介護記録の書き方	５月２０日（金）	定員３０名	長崎市
◎認知症の方の想いを探る	７月２７日（水）	定員３０名	長崎市
◎サービス提供責任者・基本の「き」	８月１７日（水）	定員３０名	長崎市
◎ホスピタルマナーを身につけよう！	３月２２日（水）	定員３０名	長崎市

有料

○介護支援専門員受験準備講習

合格するために必要な受験対策を学ぶことができます。

７月２３日（土）	１０：００～１６：４０	定員１５名	長崎市
８月２０日（土）			
９月　３日（土）			
９月１７日（土）			

有料

○ケア・サポート講習（出張講習）

センターが培った情報を活かし、皆様のご要望に応じた研修を計画します。
介護に携わる職員の方が介護技術・知識等を更に修得することで、サービスの向上、資質の向上に繋がります。

＜コース事例＞
・新人スタッフコース
・中堅スタッフコース
・介護リーダーコース
・スキルアップコース

＜テーマ事例＞
・介護技術
・介護食の調理
・緊急時の対応
・認知症ケア
・薬、医学の知識
・福祉用具の知識
・レクリーション
・接遇マナー
・リスクマネジメント
・コミュニケーション
・ケアプランの立て方
・クレーム対応
・介護記録の書き方
・チームケアのあり方　　等々

雇用管理相談援助事業及び能力開発事業については、今後講習の追加、日程等の変更がある場合がございますので、詳しくは当センターのホームページ（http://www.kaigo-center.or.jp）でご確認いただくか電話にてお問い合わせください。

経営者の想いと職員の想いは一致していますか？

①経営者の自己診断

●「雇用管理改善チェックリスト」実施
自法人・事業所の強み・弱みを把握

②職員の意識調査

●「社員満足度調査」実施
職員の意識調査による
法人・事業所の強み・弱みを把握

③経営者と職員の意識のギャップ分析

●①②を集計し、図に重ね合わせて、経営者の想いと職員の想いとのギャップを把握し、課題を抽出

④課題の優先順位付け

●③にて判明した課題に優先順位を付ける
（人的、環境的、時間的、費用的な要因を総合的に判断）

⑤雇用管理の改善

◆具体的な改善の進め方等についてご不明な点がありましたら、当センターまでご連絡ください。

（公財）介護労働安定センター　長崎支部
☎０９５－８２８－６５４９

【経　営　者　用】

◆雇用管理改善チェックリスト

注１：現状に該当する番号を〇で囲んでください
⇒

			あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
A 情報共有・コミュニケーション	1	理念やビジョン、方針を職員に対し周知・徹底している	4	3	2	1
	2	年度事業計画と目標を職員に対し明確に示している	4	3	2	1
	3	記録・報告、ミーティング等で、職員間での情報共有を徹底している	4	3	2	1
	4	自法人・事業所を取巻く環境や今後の課題について話合う機会を設けている	4	3	2	1
	5	現場からのアイデアや意見・提案を吸上げる機会を設けている	4	3	2	1
B 労務管理・職場環境	6	仕事と育児など生活との調和等、個人の事情に配慮した支援を行っている	4	3	2	1
	7	業務内容や量に対応できる適切な人員を確保している	4	3	2	1
	8	勤務時間や仕事の内容で過重な負担を強いないようにしている	4	3	2	1
	9	有給休暇の取得推進や福利厚生面の整備など、労働環境の整備・改善を行っている	4	3	2	1
	10	職員一人ひとりの心身の健康に配慮している	4	3	2	1
C 評価・報酬	11	仕事の役割や責任の範囲、必要な能力等を明確に示している	4	3	2	1
	12	一人ひとりの果たすべき役割や目標について話合いを行っている	4	3	2	1
	13	仕事ぶりや能力について評価し、面談によるフィードバックを行っている	4	3	2	1
	14	仕事ぶりや能力について評価し、何らかの処遇改善（賞与、一時金、報奨金、賃金改定等）につなげている。	4	3	2	1
	15	賃金の決め方・上げ方をルール化し、明確に示している	4	3	2	1

↓　裏面へつづく

			あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
D 人材育成	16	職員のスキルアップのための研修方針があり研修を行っている	4	3	2	1
	17	外部の講習会や資格取得等のために支援を行い、職員のスキルアップを行っている	4	3	2	1
	18	新人に対する教育（ＯＪＴや新人研修等）を体系的に行っている	4	3	2	1
	19	管理職層やリーダー層育成のための教育に力を入れている	4	3	2	1
	20	将来のキャリアについて、支援（相談、研修等）やアドバイスを行っている	4	3	2	1
E 法人・事業所の風土	21	挨拶・声かけ、認める・ほめるといった組織風土がある	4	3	2	1
	22	職員が、自由にアイデアや意見を言える組織風土がある	4	3	2	1
	23	新しいアイデアを取入れたり、難しい課題に取組んだりする組織風土がある	4	3	2	1
	24	質の高いケアへの意識や向上心をもつ職員を育てる組織風土がある	4	3	2	1
	25	自主性を尊重し、仕事を任せ、それを支援する組織風土がある	4	3	2	1

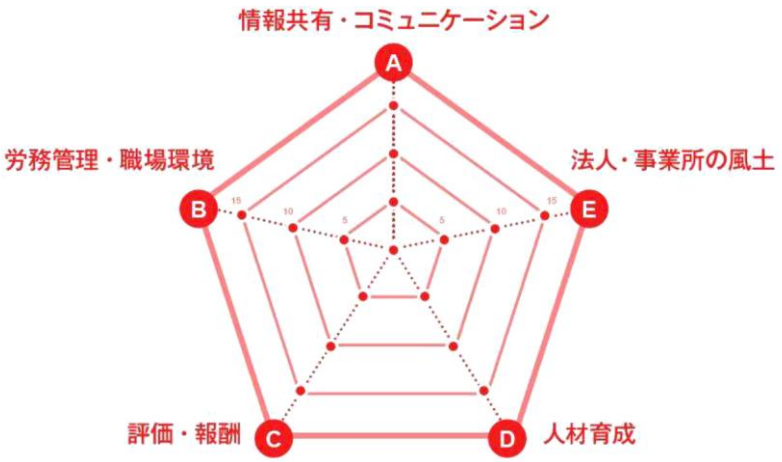

【社　員　用】

◇社員満足度調査

注１：現状に該当する番号を〇で囲んでください
⇒

			あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
A 情報共有・コミュニケーション	1	理念やビジョン、方針が職員に対し周知・徹底されている	4	3	2	1
	2	年度事業計画と目標が職員に対し明確に示されている	4	3	2	1
	3	記録・報告、ミーティング等で、職員間での情報共有が徹底されている	4	3	2	1
	4	自法人・事業所を取巻く環境や今後の課題について話合う機会が設けられている	4	3	2	1
	5	現場からのアイデアや意見や提案を吸上げる機会が設けられている	4	3	2	1
B 労務管理・職場環境	6	仕事と育児など生活との調和（ﾜｰｸﾗｲﾌﾊﾞﾗﾝｽ）等、個人の家庭事情に配慮した支援がされている	4	3	2	1
	7	業務内容や量に対応できる適切な人員が確保されている	4	3	2	1
	8	勤務時間や仕事の内容で過重な負担を強いないよう配慮されている	4	3	2	1
	9	有給休暇の取得推進や福利厚生面の整備など、労働環境の整備・改善が行われている	4	3	2	1
	10	職員一人ひとりの心身の健康に配慮されている	4	3	2	1
C 評価・報酬	11	仕事の役割や責任の範囲、必要な能力等のキャリアパス基準が明確に示されている	4	3	2	1
	12	一人ひとりの果たすべき役割や目標について、定期的に話合いが行われている	4	3	2	1
	13	仕事ぶりや能力について評価され、面談によるフィードバックが行われている	4	3	2	1
	14	仕事ぶりや能力について評価され、何らかの処遇改善（賞与、一時金、報奨金、賃金改定等）につなげられている。	4	3	2	1
	15	賃金の決め方・上げ方等がルール化し、明確に示されている	4	3	2	1

↓ 裏面へつづく

			あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
D 人材育成	16	職員のスキルアップのための研修方針があり、研修が行われている	4	3	2	1
	17	外部の講習会や資格取得等のための支援があり、職員のスキルアップが図られている	4	3	2	1
	18	新人に対する教育（ＯＪＴや新人研修等）が体系的に行われている	4	3	2	1
	19	一般職員に限らず、管理職層やリーダー層育成のための教育も充実している	4	3	2	1
	20	将来のキャリアについて、支援（相談、研修等）やアドバイスを受けている	4	3	2	1
E 法人・事業所の風土	21	挨拶・声かけ、認める・ほめるといった組織風土がある	4	3	2	1
	22	職員が、自由にアイデアや意見を言える組織風土がある	4	3	2	1
	23	新しいアイデアを取入れたり、難しい課題に取組んだりする組織風土がある	4	3	2	1
	24	質の高いケアへの意識や向上心をもつ職員を育てる組織風土がある	4	3	2	1
	25	自主性を尊重し、仕事を任せ、それを支援する組織風土がある	4	3	2	1

性別	男　　女
年齢層	10 代　20 代　30 代 40 代　50 代　60 代
職位	管理職　　一般

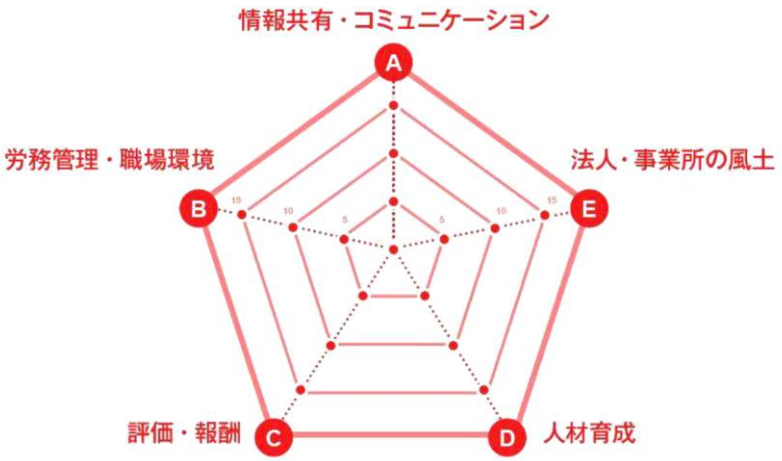

浴槽水のレジオネラ汚染の基礎知識と対処方法の一例

平成28年度　介護サービス事業所集団指導

長崎県環境保健研究センター　保健科
Tel: 0957-48-7560

本日の話題

レジオネラ問題の背景

レジオネラ汚染の実態

レジオネラリスク評価技術の開発

現在の取り組み

レジオネラ症

レジオネラ問題の背景

1．概要　レジオネラ属菌を原因とする細菌感染症で、劇症型のレジオネラ肺炎と軽症型のポンティアック熱（かぜ様疾患）があり、市中肺炎の約3～10%を占める。

2．発見　1976 年米国の在郷軍人大会で始めて発見（患者 221 名、死者 29 名）

3．生態　土壌、池、川などに幅広く生息し、環境水中でアメーバと共生している。

4．感染様式　レジオネラ属菌を含むエアロゾルを肺に吸い込むことで感染する。肺中のマクロファージに抵抗して消化されず爆発的に増殖する。

5．疫学　7月に多く発生し、旅行と関連することがある。人から人への感染はない。レジオネラ肺炎の潜伏期は2～10日で、低発病率(<5%)だが適切な治療がないと致死率は高い(60～70%)。ポンティアック熱の発病率は95%、潜伏期間が1～2日である。

6．高リスク者　高齢者、免疫抑制患者、肺に疾患を持つ患者

7．症状

○レジオネラ肺炎

他の細菌性肺炎との区別は困難。全身性倦怠感、頭痛、筋肉痛に始まり、乾性咳嗽、38℃以上の高熱、胸痛、呼吸困難に加え、中枢神経系症状や下痢も認められる。胸部X 線所見では、肺胞性陰影の進行は速い。

○ポンティアック熱

インフルエンザに似た熱性疾患。
集団発生以外では認識されにくい。

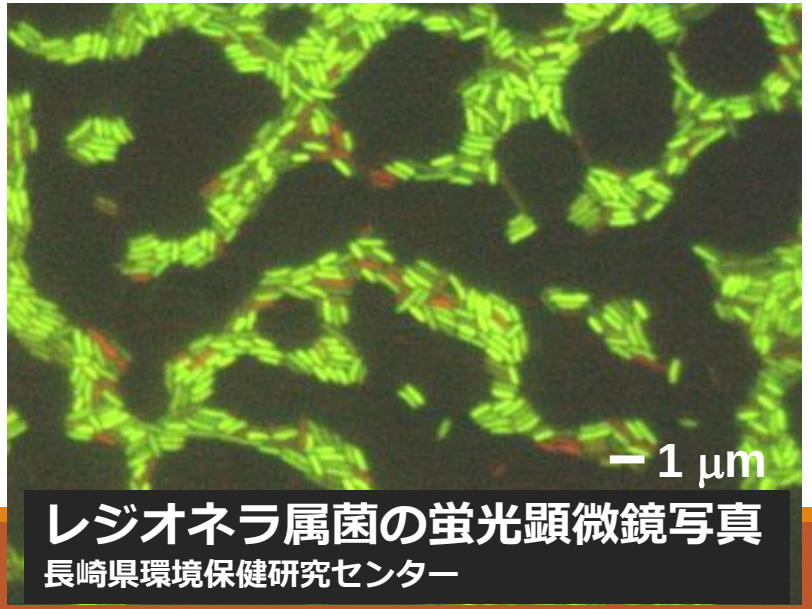

レジオネラ属菌の蛍光顕微鏡写真
長崎県環境保健研究センター

レジオネラ属菌の侵入とレジオネラ症の発生

オイルショック

住宅の断熱化
建築物の気密化

空調設備の普及

浴槽の大型化

節水の必要性

循環式浴槽の普及

菌が爆発的に増殖できる場所

冷却塔

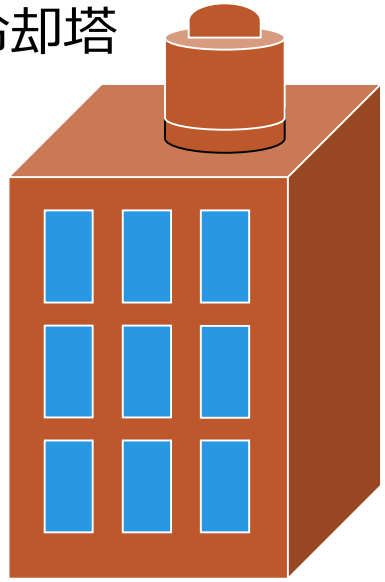

雨、塵埃

入浴者

循 環 式 浴 槽 装 置

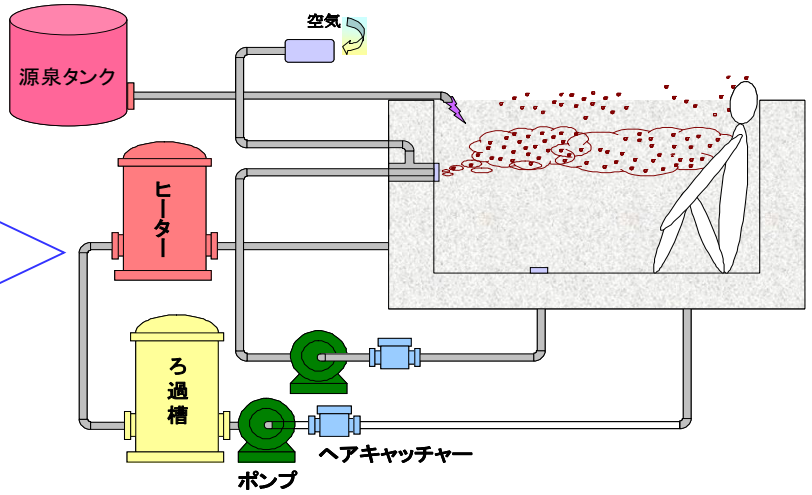

参照：産業医科大学雑誌 25，61-77(2003)

右図：国立感染症研究所寄生動物部

レジオネラは文明病である

【レジオネラ属菌が浴槽水内で増えるしくみ】

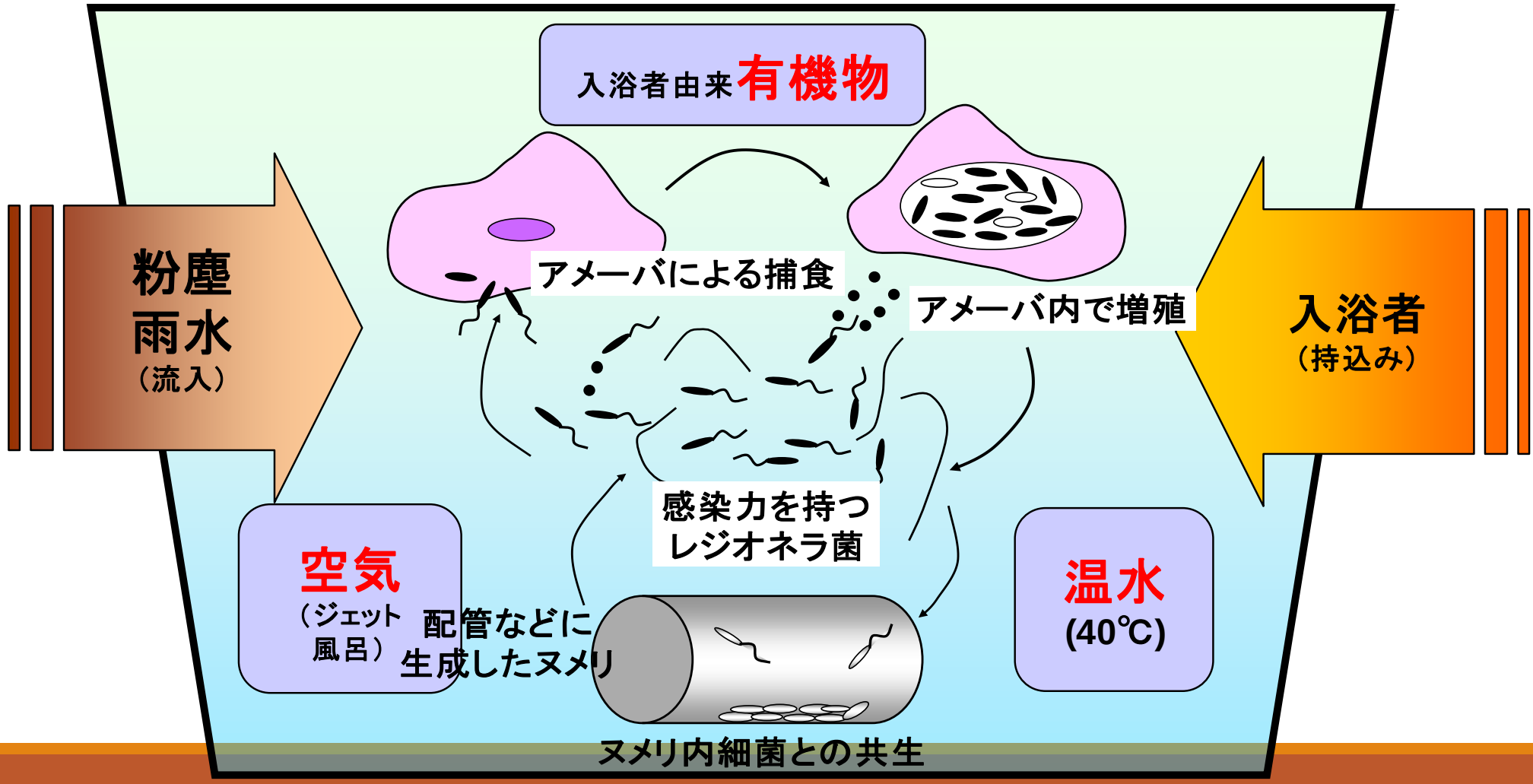

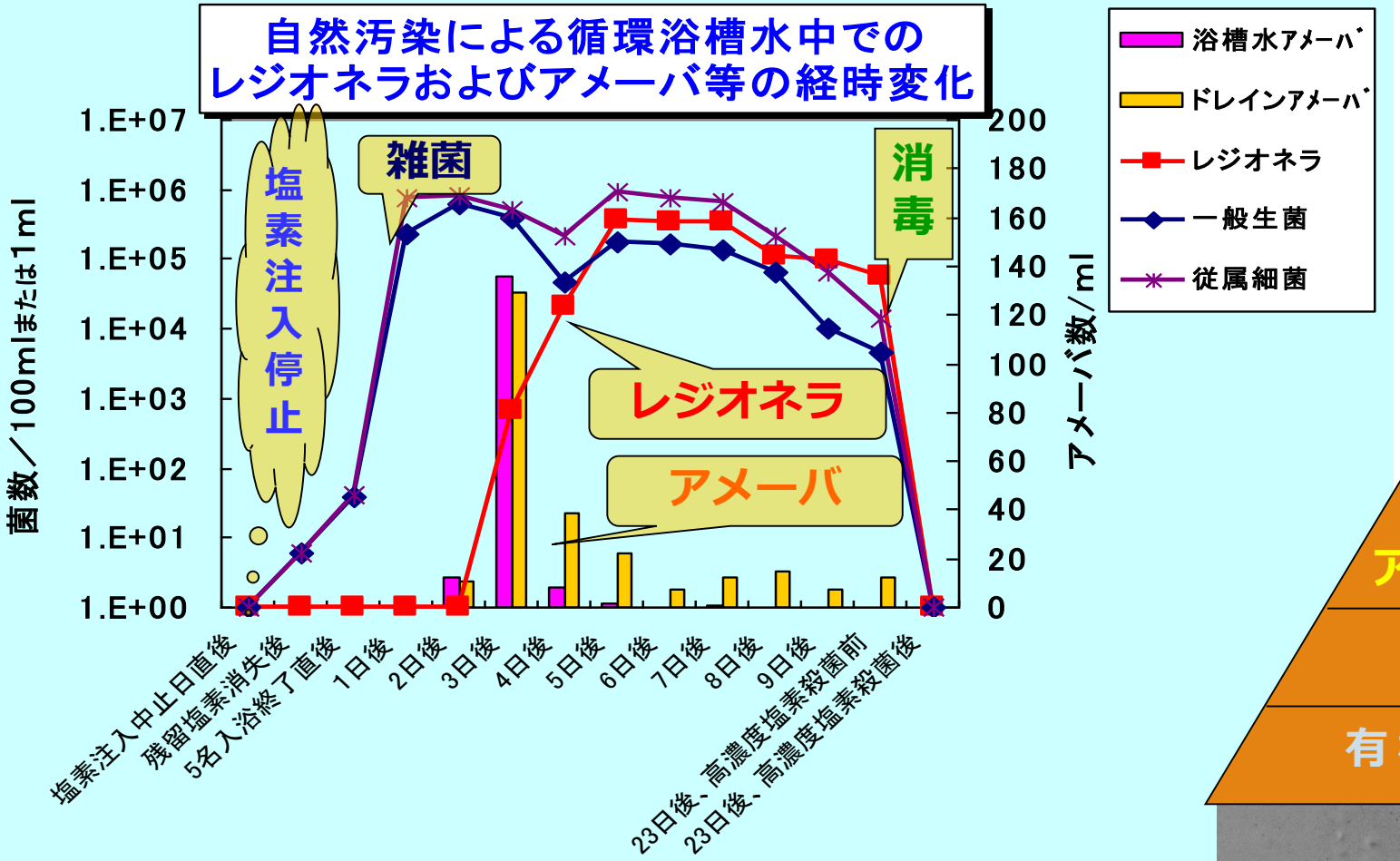

静岡県環境衛生科学研究所提供

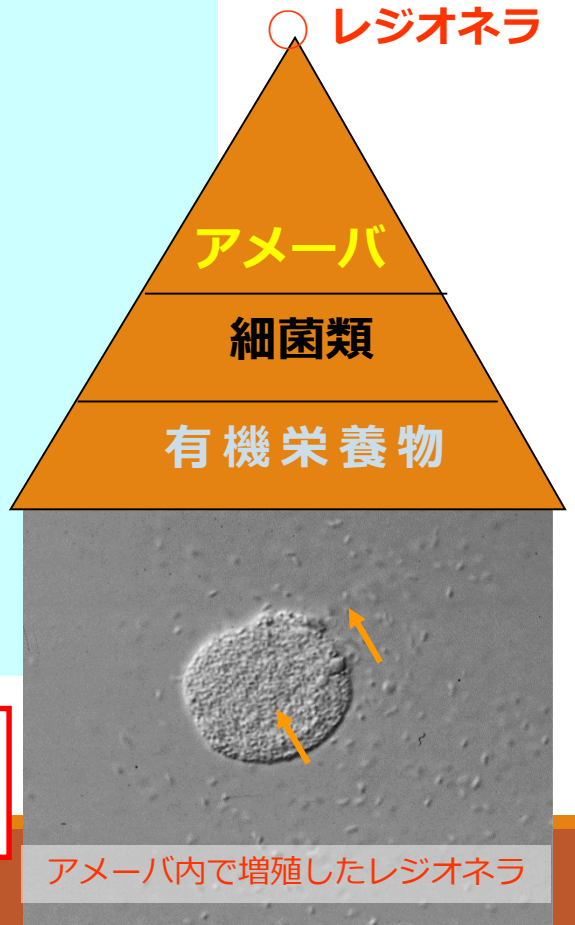

アメーバ内で増殖したレジオネラ

実証試験用モデル浴槽で、レジオネラの自然汚染・増殖を再現.

レジオネラの増殖メカニズムにアメーバが関与. アメーバ対策が必須.

【事例１】毎日換水、残留塩素0.7 mg/Lで消毒できなかった浴槽水

【事例２】　9.0 mg/Lの遊離残留塩素水中から検出されたレジオネラ属菌

10 mg/L×1時間の高濃度塩素処理直後の採水

【事例3】水槽内でレジオネラ汚染を繰り返すろ材

浸漬モデル実験風景

◎換水前の井水（PMD 12.0 ppm）と温泉（PMD 6.0 ppm）
◎温度40℃～42℃（温度制御式バケツヒーター）
◎ろ材の浸漬と水槽用フィルターによる攪拌

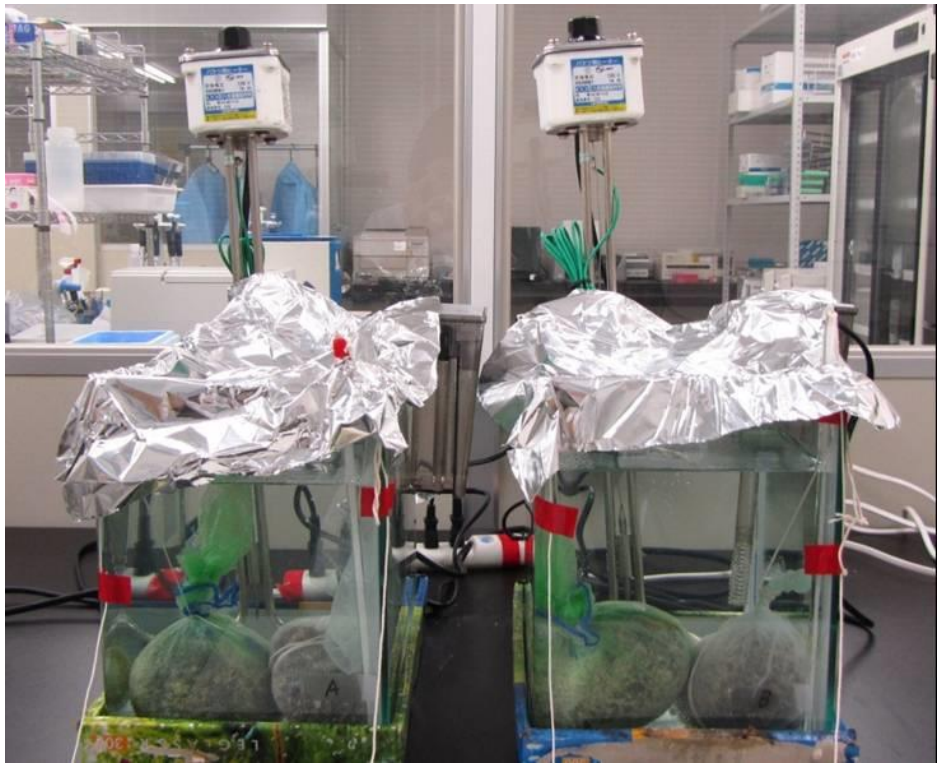

汚染ろ材

【事例4】汚染浴槽水の洗浄例

配管洗浄前（営業終了後）

配管洗浄（洗浄剤投与後30分）

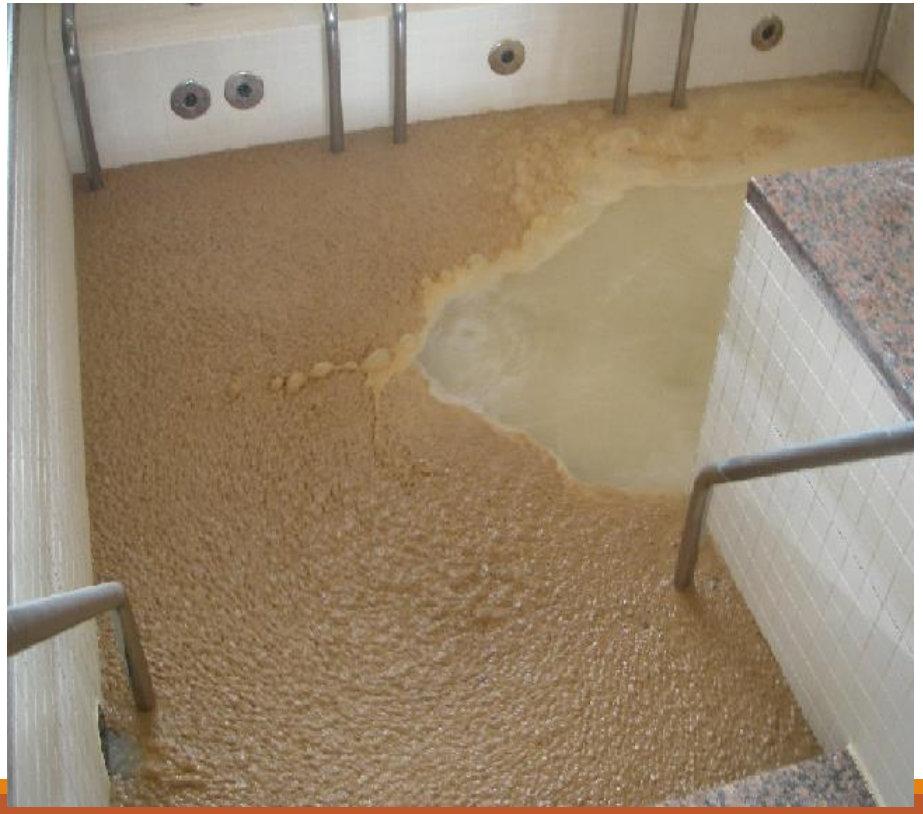

ろ　材

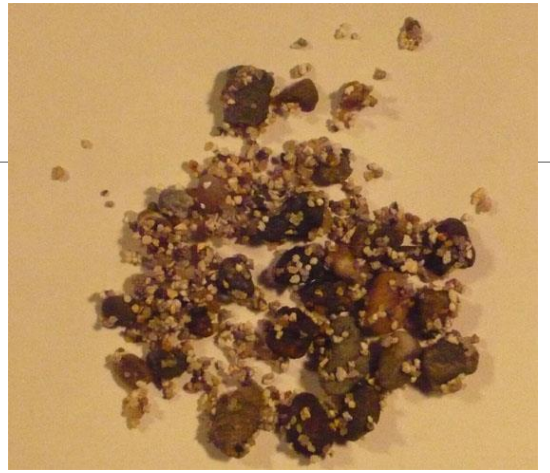

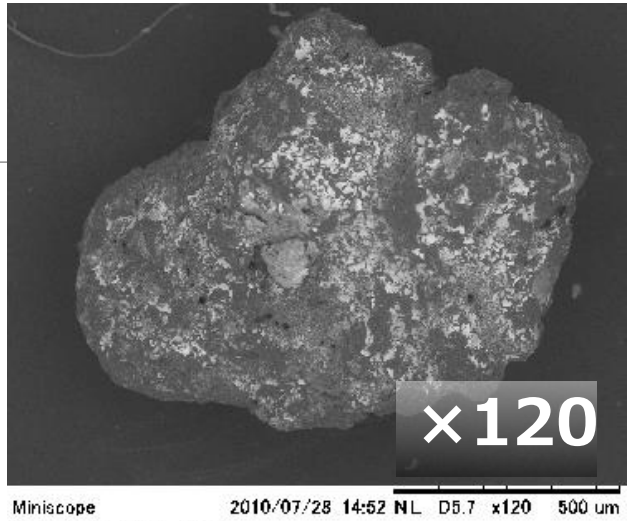
×120
Miniscope
2010/07/28 14:52 NL D5.7 x120 500 um

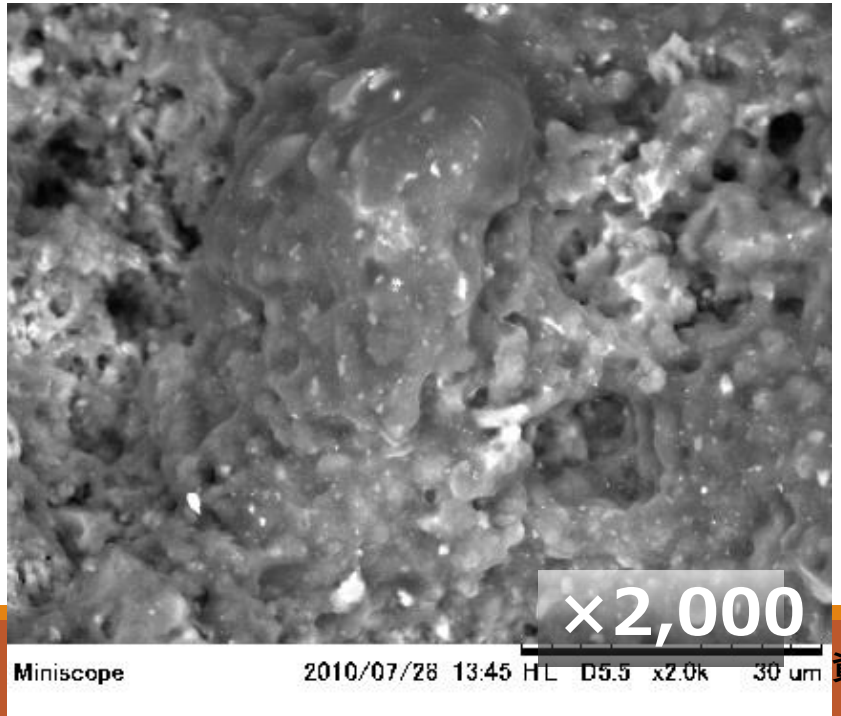
×2,000
Miniscope
2010/07/28 13:45 NL D5.5 x2.0k 30 um

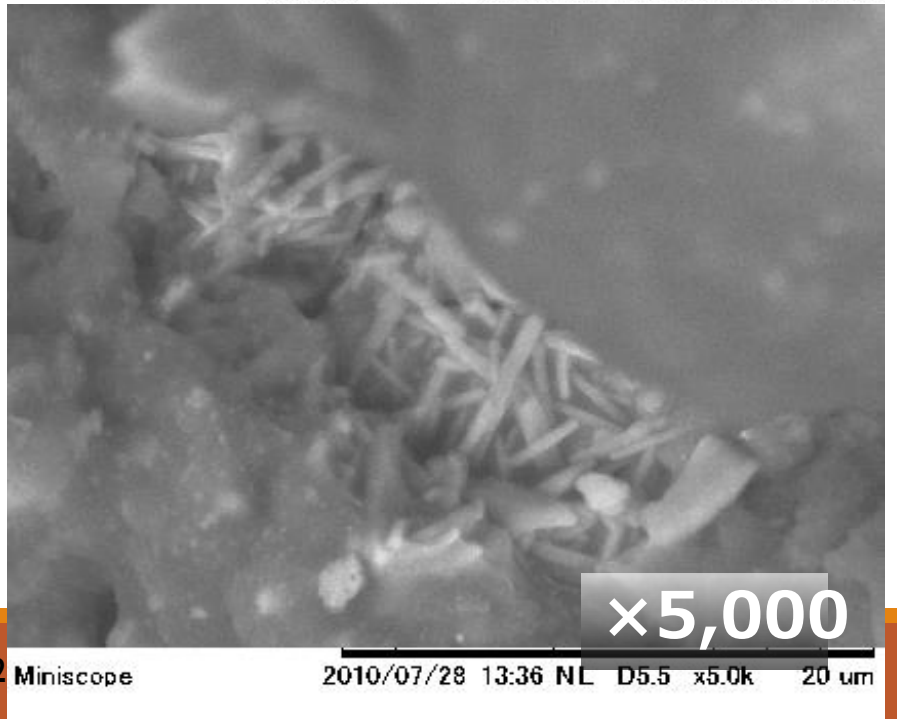
×5,000
Miniscope
2010/07/28 13:36 NL D5.5 x5.0k 20 um

消毒管理下の浴槽水では、細菌（細線●）がレジオネラ属菌(太線■）に先行して増加する!!
細菌数計測（破線▼）によりレジオネラリスクを探知できる

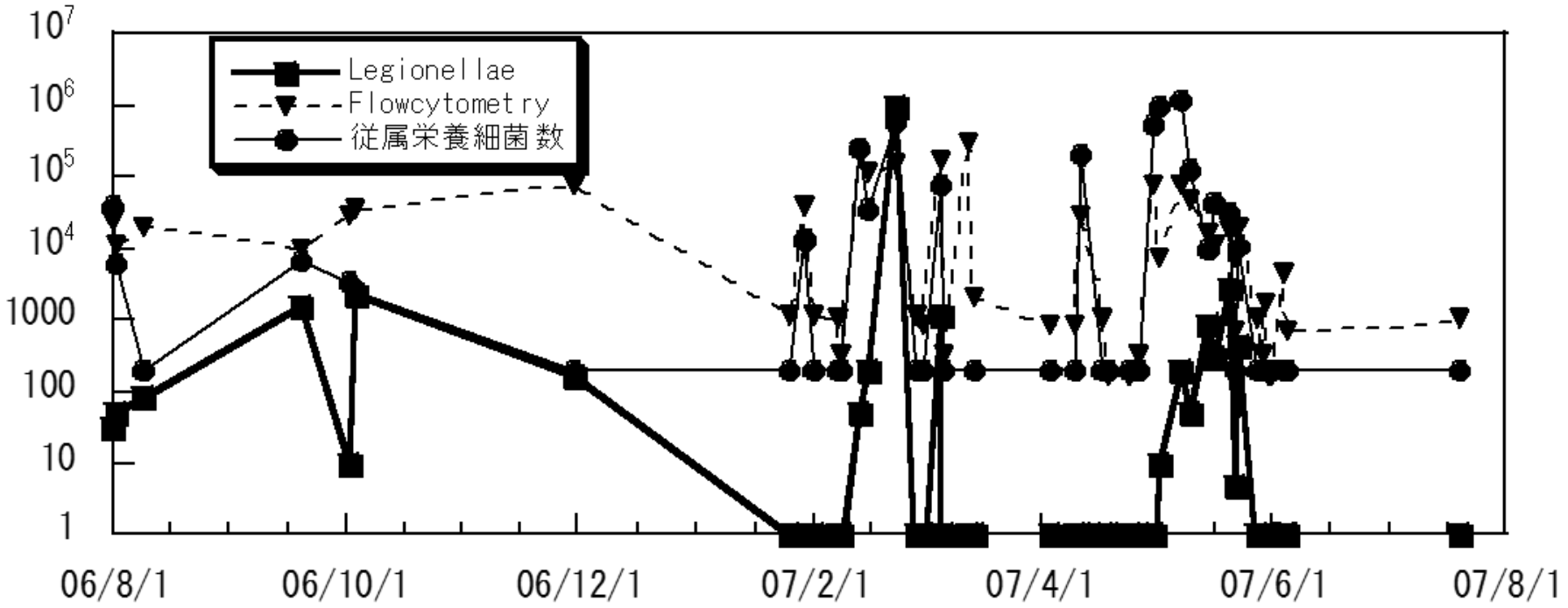

M施設浴槽水の通年調査

フローサイトメトリーの原理

フローサイトメトリー(Flow cytometry)とは微細な粒子を流体中に分散させ、一定速度で流れる粒子それぞれにレーザー光を照射して、得られた散乱光・蛍光を電気信号として解析、個々の粒子を光学的に分析する手法のこと。

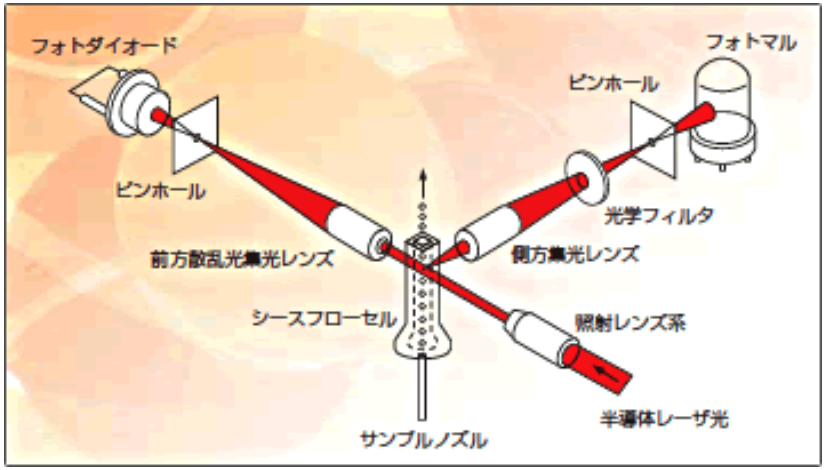

適用分野

基礎研究分野（分子生物学、病理学、免疫学、海洋生物学）
応用研究分野（腫瘍免疫学、化学療法、遺伝学、再生医学）

歴史

1947年　原理考案（Wallace Coulter）
1953年　流体による細胞数の計測器を実用化
1965年　セルソーターの開発（Marck Fulwyler）
1969年　アルゴンレーザー搭載フローサイトメーターの開発（Van Dilla）

≪レジオネラリスクをリアルタイム判定！≫

フローサイトメトリーを用いた浴槽水中の細菌数測定

Legionella リスクなし

(a) 清浄パターン

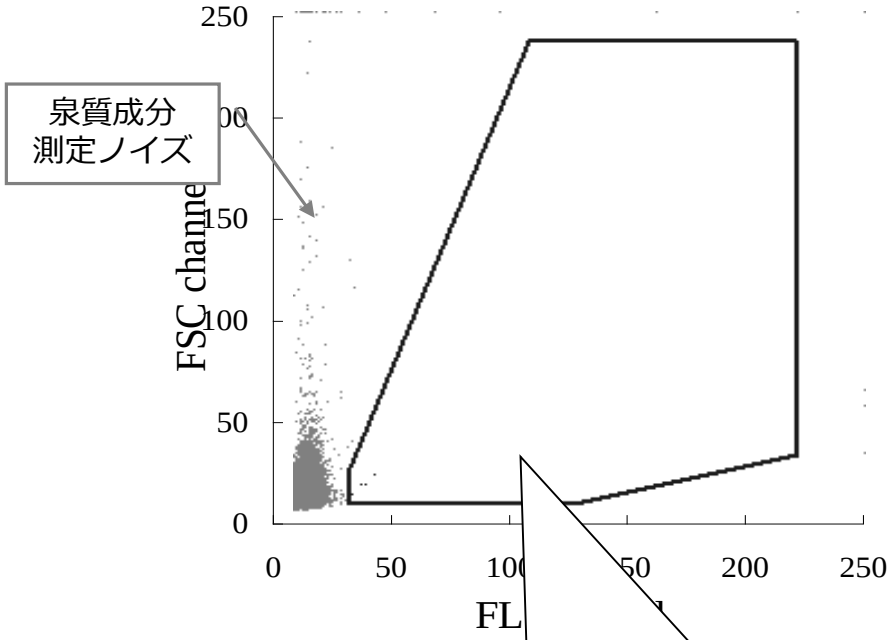

●塩素の酸化作用等により、ほとんどの細菌がエリア内から消失する！
●泉質測定ノイズに影響されない閾値を設定できる！

Legionella リスク有り

(b) 汚染パターン

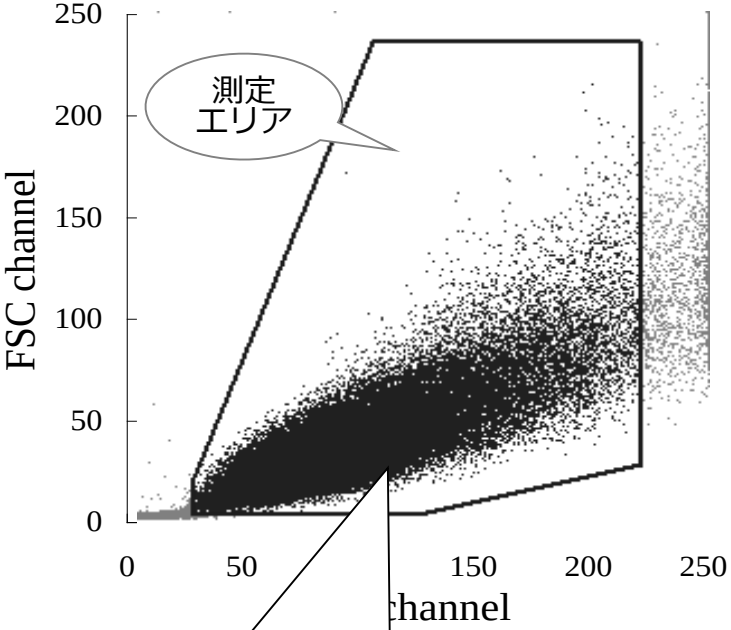

●対数期の細菌と高い相関
●再増殖期の細菌は塩素の影響を受けずエリア内細菌数を計測できる！

«研究成果普及促進事業»　H27～29年度

現在の取組み

レジオネラリスクの高速判定により入浴施設の衛生管理手段を提供

レジオネラ属菌；急性肺炎、入浴施設等の集団感染事故の原因細菌
（循環風呂や冷却塔などが主要な汚染源）

問題点：技術として有効だが、現地測定ができない

【高速検査技術】
浴槽水等の安全性を現地で評価できる！
レジオネラ菌のリスク判定に有用性高い！

環保研センター

現地調査

モデルケースの収集と
対処方法の還元

公衆浴場
ホテル・旅館業
社会福祉施設

施設規模や利用者数、対象者の健康リスクなど営業種毎の対応方法の検討が必要

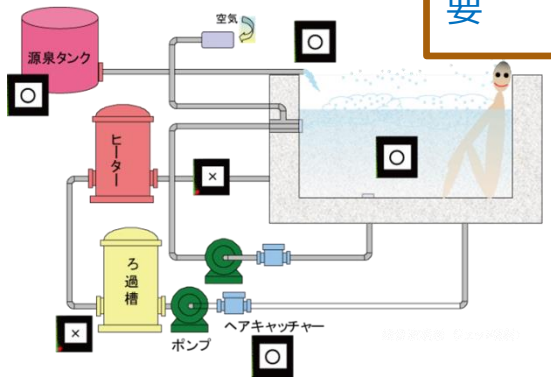

携帯型導入による
普及の促進！

◎ろ材や配管洗浄によるヌメリ対策の検討
◎消毒剤の効力評価方法の検討

当センターで開発した高速検査技術の実用化

まとめ

【レジオネラ汚染の実態】

・消毒はレジオネラに効果があるが、ヌメリが阻害することがある

・レジオネラはヌメリの中で増殖する（アメーバとの共生）

・ヌメリ除去には配管洗浄剤が有効

バイオフィルム（ヌメリ）
対策が重要!!

【注意点】（塩素阻害要因の掌握）

・塩素濃度の変動は要注意（高い濃度がすぐに消失する）

・使用している水の種類（温泉、井水、水道水）

・消毒剤（塩素剤）の保管状況（夏場過ぎると消毒効果が激減する）

・浴槽の材質（木、石、タイル、強化プラスチック）

・利用者数

消毒剤が効く浴槽水の環境を作ることが大切

ご静聴
ありがとうございました

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録申請について

※別途、厚生労働省よりスケジュール等示される予定ですので、あくまでも現時点での情報であることをご留意ください。

１．概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく特定接種は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種のこと。特別措置法に基づき、今後、国民生活・国民経済安定分野の特定接種対象事業者として介護事業においても事業者からの特定接種の登録申請（登録後に行われる変更届出を含む。）の受け付けが予定されています。

２．登録対象事業

サービスの停止等により要介護度３以上の利用者の生命維持に重大かつ緊急の影響が出る入所施設又は訪問事業所において介護・福祉事業を営む事業者が対象。

① 「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「特定施設入居者生活介護」
② 「介護老人保健施設」
③ 「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、「養護老人ホーム」、「有料老人ホーム」

※「訪問リハビリテーション」、「福祉用具貸与」、「居宅介護支援」、「有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅（安否確認・生活相談のサービスのみを提供）」については対象外。
※「居宅療養管理指導」、「訪問看護」、「介護療養型医療施設」については、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業に該当することで当該事業として登録申請可能であるので、介護事業としては対象外。
※「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」については、通所施設や短期入所施設が新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条に基づく施設使用制限としての閉所要請の対象となるため、対象外。
※介護予防サービスについては、要介護３以上の利用者がいないため対象外。

３．登録要件

登録対象事業を行う事業者であって、業務継続計画を作成している事業者
※業務継続計画の作成例（モデル）は厚生労働省の下記ホームページに掲載。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html

４．登録方法

登録を希望する事業者が各自インターネット回線を通じ、厚生労働省の「特定接種管理システム」で必要事項（事業者名称、所在地、従業員数、業務継続計画の作成の有無等）を登録申請します。

５．登録開始日時や登録期限

現時点で未定。厚生労働省からスケジュールが示され次第、県のホームページに詳細を掲載し、メール等でお知らせ予定です。

６．留意事項

ワクチンはあくまで業務継続のための支援ツールの１つに過ぎず、特定接種の実施の要否や、実際の接種の対象となる業種、配布されるワクチン数なども、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部にて決定されることになりますので、登録されたことを以て特定接種を受けられるわけではないことにご留意ください。

【参　考】

制度の詳細につきましては、下記ホームページでご確認をお願いします。

▽厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html

地域密着型通所介護の創設に伴う条例等の一部改正について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員１９人未満）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成 28 年４月１日から、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置付けられたことから、県の条例等の改正を行いました。

１．地域密着型通所介護への移行対象事業所

平成２８年3月３１日時点で、事業所の利用定員が１９人未満の通所介護事業所

※利用定員とは、事業所において同時に通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限のこと。

２．主な改正内容

① 通所介護において、利用定員１０名以下の事業所の場合は、看護職員又は介護職員のいずれか１名の配置で可としている規定の削除。

② 療養通所介護に関する規定の削除

③ 地域密着型通所介護に関する規定の追加及び条項の整理等

３．地域密着型通所介護へ移行することでの主な変更点

（１） 指定権者

指定権者が県から事業所所在地の市町となります。そのため、各種届出の提出先が事業所所在地の市町となります。

（２） 運営推進会議

地域密着型通所介護に移行すると、地域との連携や運営の透明性を確保する「運営推進会議」の設置が義務付けられます。

（３） 利用者

平成２８年４月１日以降の新規利用者については、原則、その事業所がある市町の被保険者のみがサービス利用の対象となります。ただし、平成 28 年３月 31 日において他市町の被保険者が当該通所介護を利用していた場合には、引き続き利用することができます。

（４） 介護報酬算定区分について

地域密着型通所介護事業所については、前年度の利用者数にかかわらず、地域密着型通所介護費となり、地域密着型通所介護に移行しない利用定員１９名以上の通所介護事業所は、今後は、前年度の平均利用延人員数が３００人以下であっても、「小規模型通所介護費」の算定区分

が平成２８年度以降は廃止されるため、「通常規模型通所介護費」を算定することとなります。（事業所の規模（算定区分）の計算は従前どおり必要です。）

４．介護予防通所介護

介護予防通所介護の指定を併せて受けている事業所については、介護予防通所介護は、今回の移行対象ではないため、県所管として残ります。

５．留意事項

- **利用定員を変更する場合**

地域密着型通所介護移行後は、利用定員を変更する場合、下記の通りとなります。

	事項	県	市町
①	利用定員を１８名→１９名とする場合	指定申請	廃止届
②	利用定員を１９名→１８名とする場合	廃止届	指定申請

① 平成２８年度以降に利用定員を１８名→１９名とする場合は、地域密着型通所介護（市町指定）から通所介護（県指定）に変更になりますので、地域密着型通所介護事業所としての「廃止届」を指定を受けている市町へ提出し、県には通所介護の事業所としての「指定申請」をする必要があります。

② 利用定員を１９名以上→１８名以下とする場合は、通所介護（県指定）から地域密着型通所介護（市町指定）に変更になりますので、通所介護の事業所の「廃止届」を県に提出し、地域密着型通所介護事業所としての指定を市町に対して受ける必要があります。

- **各種届出について**

介護予防通所介護の指定有効期限は平成 30 年３月 31 日までとなりますので、地域密着型通所介護と介護予防通所介護を一体的に行っている事業所については、この期間の変更届出や体制届出等については、市町と県の両方に届出が必要となる場合があります。

特定事業所集中減算

（1）概要

正当な理由なく特定の事業所へ紹介の偏りがあった場合、居宅介護支援費の減算を行うことにより公正中立な居宅介護支援が行われることを目的として、平成１８年度４月から居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算が導入されました。

居宅介護支援事業所においては、以下のとおり毎年度２回、各判定期間において作成した居宅サービス計画を対象として、特定事業所集中減算該当の有無について判定いただき、同一事業所によって提供されたものの占める割合が８０％を超えている場合には、正当な理由がある旨、県へ報告していただく必要があります。

①　判定期間等

	判定期間	８割を超えた場合の 県への提出期限	減算適用期間
Ｈ２８ 前期	平成２８年３月１日～ 平成２８年８月３１日	平成２８年９月１５日(木) ※必着〆切厳守	平成２８年１０月１日～ 平成２８年３月３１日
Ｈ２８ 後期	平成２８年９月１日～ 平成２９年２月２８日	平成２９年３月１５日(水) ※必着〆切厳守	平成２９年４月１日～ 平成２９年９月３０日

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

②　判定方法

事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等の対象サービスが位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等の対象サービスのいずれかのサービスについて８０％を超えた場合に減算となります。

※その他、特定事業所集中減算に係る具体的な取扱い・様式については、以下の県庁ホームページを参照してください。

http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/syutyu/

ホーム＜分類で探す＜福祉・保健＜高齢者・介護保険＜介護保険事業者の諸手続き＜特定事業所集中減算関係

（2）　平成27年改正分について

- 正当な理由なく、同一事業所によって提供されたものの占める割合が<u>８０％</u>を超える場合に減算適用となること。
- 対象サービスの範囲については、限定を外すこと。

①　対象サービス

改正前		改正後	
訪問介護	→	居宅サービス	**訪問介護、通所介護、福祉用具貸与**、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護
通所介護		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護
福祉用具貸与		利用期間を定めて行うもの	特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

②　判定時期

平成２７年度の改正により、平成２７年９月分のサービス提供分から要件が変更されました。

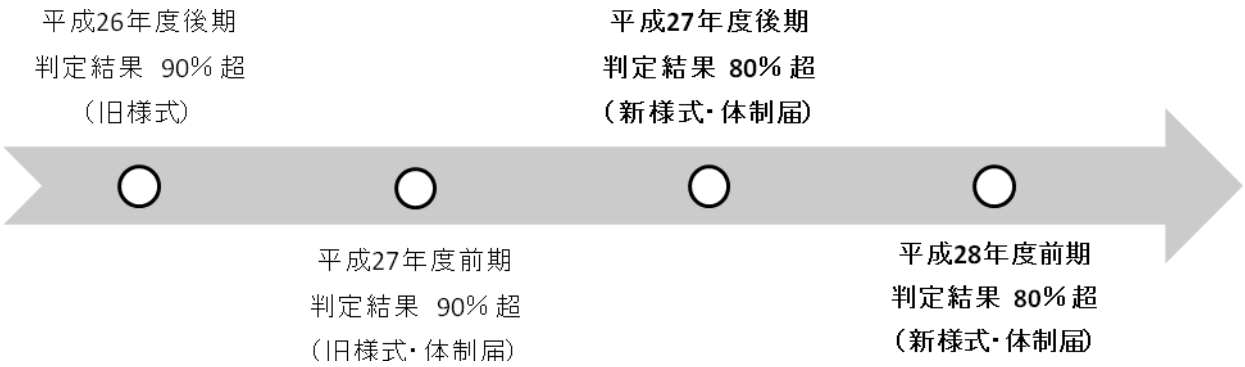

③　正当な理由

改正前	改正後
居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合	居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合	特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど事業所が小規模である場合	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど事業所が小規模である場合
新設	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均 10 件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合 （例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合	その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

【留意事項】

- 新規に減算となる場合又は減算でなくなる場合は、併せて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出が必要。

- 特定事業所加算を受けている訪問介護事業所である場合については、平成２７年後期までは対象とするが、平成２８年度以降については正当な理由からはずすこととする。

- ８０％を超えない場合についても、当該書類は各事業所において５年間保存しなければならない。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　　御 中

資料１０

← 厚生労働省 老健局 振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

居宅介護支援における特定事業所集中減算
（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて

計２枚（本紙を除く）

Vol.５５３

平成２８年５月３０日

厚生労働省老健局振興課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111(内線 3936)
FAX：03-3503-7894

事　務　連　絡
平成２８年５月３０日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省老健局振興課

居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成２８年４月１日より居宅介護支援における特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところですが、通所介護と地域密着型通所介護の取扱いについて別紙のとおり整理しましたので、貴県又は貴市におかれましては、管内市（区）町村、関係団体、関係機関等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

（照会先）
厚生労働省老健局振興課
人材研修係
電話　03-5253-1111（内線 3936）

（別紙）

特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて

問　平成２８年４月１日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成２８年４月１日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

（回答）

○　平成２８年４月１日以降平成３０年３月３１日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

事業所規模の区分

対象事業所のおいては、前年度（３月を除く）利用実績に基づいて翌年度の事業所規模の区分が決定されることから、毎年度３月に事業所規模の区分に変更がないか確認をする必要があります。

なお、前年度の実績が６ヶ月に満たない場合や年度に定員を２５％以上増減した場合には、見込みにより決定します。

変更になる場合は３月１５日までに県へ届出をしなければなりません。

〇事業所規模の区分については次のとおり

（人数は、前年度の一月当たりの平均利用延人員数）

月利用延人員数	通所介護	通所リハ
～750 人	通常規模型	
751 人～900 人	大規模型Ⅰ	
901 人以上	大規模型Ⅱ	

- 事業所規模について変更がない場合は、提出不要。
- 運営規定の変更を伴う場合は、併せて変更届の提出が必要。

（勤務表と新旧の運営規程添付）

- 確認を行わないまま、誤った報酬区分により報酬を請求したことが判明した場合には、介護報酬を返還していただくことになります。

【提出書類】

・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」

・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」

・事業所規模区分の算定表（通所介護・通所リハビリ）

http://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/219998.html

個別機能訓練加算【要件の追加】

機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他）が利用者の居宅を訪問した上で生活状況（起居動作、ＡＤＬ、ＩＡＤＬ等）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成すること。その後３か月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問した上で生活状況を確認し、利用者又は家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し記録するとともに、訓練内容の見直し等を行っていること。

※加算Ⅰと加算Ⅱの目的・趣旨に沿った目標設定や実施内容等の項目等については厚労省の通知参照。（老振発第 0327 第 2 号平成 27 年 3 月 27 日付け「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」）

	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)
単位数	４６単位／日	５６単位／日
機能訓練指導員の配置	常勤・専従１名以上配置 （時間帯を通じて配置） ※非常勤だけ配置されている曜日は算定の対象とならない。	専従１名以上配置 （配置時間の定めはない）
※機能訓練指導員＝理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師 →　個別機能訓練加算を算定しない場合であっても、１以上の配置が必要		
個別機能訓練計画	(利用者ごとに心身の状況に応じた上で) 多職種共同で作成	(利用者ごとに心身の状況を重視した上で) 多職種共同で作成
機能訓練項目	利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう複数種類の機能訓練項目	利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練項目 （１人でお風呂に入る等といった生活機能の維持・向上に関する目標設定が必要）
訓練の対象者	人数制限なし	５人程度以下の小集団又は個別
訓練の実施者	制限なし （必ずしも機能訓練指導員が直接実施する必要はなく、機能訓練指導員の管理の下に別の従事者が実施した場合でも算定可）	機能訓練指導員が直接実施
実施回数	実施回数の定めはない	概ね週１回以上実施

人員基準欠如の減算

人員基準

・看護職員：看護師又は准看護師を指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数。
（提供時間を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。）

＊人員基準欠如の減算に該当するか否かについては、１月間の看護職員の数の平均を用いる。

①人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算。

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

②人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算。

$$0.9 \leqq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

人員基準

・介護職員：指定通所介護の単位ごとに、サービス提供時間を通じて専ら指定通所介護の提供に当たる者を利用者が１５人までは１以上、１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の利用者数５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数（指定通所介護の単位ごとに常時１人以上配置すること。）

＊人員基準欠如の減算に該当するか否かについては、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用いる。

①人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算。

$$\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$$

②人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算。

$$0.9 \leqq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$$

指定通所介護事業所における宿泊サービスに関する届出について

平成２７年度介護保険制度の改正に伴い、指定通所介護事業所の設備を利用して、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合

＜改正内容＞

■介護保険外で宿泊サービスを提供する場合、事業所の基本的事項等について指定権者への届出を義務付け

■都道府県は届出の内容を公表（情報公表制度）

■宿泊サービスの提供により事故があった場合、事業所は市町村に報告

■延長加算の算定は不可

■提出期限

届出事項	提出期限
新たに宿泊サービスを提供する場合	サービス提供開始前
届出内容に変更があった場合	変更の事由が生じてから１０日以内
宿泊サービスを休止又は廃止する場合	サービスの休止又は廃止の日の１ヶ月前まで

有料老人ホーム定義・設置運営について

■有料老人ホームの定義

高齢者の入居者数にかかわらず、「食事の提供」、「介護の提供」、「洗濯掃除等の家事」「健康管理」のいずれかのサービスを提供（委託による提供や将来のサービスを約する場合も含む）している施設

【有料老人ホームの定義から除外される施設】

〇老人福祉施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）

〇認知症高齢者グループホーム

■有料老人ホームの設置運営について

有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームの設置にあたり、老人福祉法第２９条に基づき、施設の名称や事業の内容等を都道府県知事にあらかじめ届け出ること等が義務づけ

＊本県における有料老人ホーム設置運営については「長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針」及び「長崎県有料老人ホーム設置運営指導要領」により指導

居宅介護支援事業所の特定事業所加算について

特定事業所加算の算定要件として、平成 28 年度の「介護支援専門員実務研修受講試験」の合格発表の日から、介護支援専門員実務研修の実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制を整備することが必要になります。特定事業所加算を算定している事業所及び新たに同加算を算定する事業所は、あらためて算定要件を確認してください。

	特定事業所加算の算定要件【居宅介護支援】	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
1	指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の主任介護支援専門員を２名以上配置していること。(業務に支障がなければ管理者の兼務は可能)	○		
2	１の要件の主任介護支援専門員とは別に、指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の介護支援専門員を３名以上配置していること。１の要件とあわせて、少なくとも主任介護支援専門員２名と介護支援専門員３名の合計５名を常勤かつ専従で配置すること。	○		
3	利用者情報及び留意事項伝達等を目的とした会議をおおむね週１回以上開催し、その議事を記録して５年間保存しなければならない。	○	○	○
4	24 時間連絡体制を確保し、かつ、利用者等の相談に対応する体制を確保していること。(例えば、担当者が携帯電話等により常時連絡をとれるような体制であったり、事業所の介護支援専門員が輪番制で対応する体制であったりすることも可能)	○	○	○
5	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護３、要介護４又は要介護５である者の合計の割合が４割以上であること。毎月その割合を記録しておくこと。	○		
6	介護支援専門員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を毎年度少なくとも年度が始まるまでに次年度の計画を策定し、実施しなければならない。なお、年度の途中で加算を届け出る場合は、当該届出を行うまでに計画を策定すること。 また、管理者は、研修目的の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならない。	○	○	○
7	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に対して指定居宅介護支援を提供していること。また、常に地域包括支援センターとの連携を図ること。	○	○	○
8	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	○		
9	運営基準減算又は特定事業所集中減算に該当していないこと。特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があること。	○	○	○
10	介護支援専門員１人あたりの利用者数が平均４０名未満であること。ただし、利用者数が不当に特定の者に偏らないように配慮すること。	○	○	○

	特定事業所加算の算定要件【居宅介護支援】	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
11	平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日＜平成 28 年 11 月 22 日＞から適用)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。受け入れ可能な体制が整っていれば良いが、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことを書面等によって提示できるようにすること。	○	○	○
(以下、特定事業所加算Ⅱのみ)				
指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の主任介護支援専門員を配置し、別に、指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の介護支援専門員を３名以上配置していること。少なくとも主任介護支援専門員１名と介護支援専門員３名の合計４名を常勤かつ専従で配置すること。(主任介護支援専門員のみ業務に支障がなければ管理者との兼務は可能)		○	
(以下、特定事業所加Ⅲのみ)				
指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の主任介護支援専門員を配置し、別に、指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の介護支援専門員を２名以上配置していること。少なくとも主任介護支援専門員１名と介護支援専門員２名の合計３名を常勤かつ専従で配置すること。(主任介護支援専門員のみ業務に支障がなければ管理者との兼務は可能)			○

★利用者情報及び留意事項伝達等

- 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- 保健医療及び福祉に関する諸制度
- ケアマネジメントに関する技術
- 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- その他必要な事項

※ 特定事業所加算は加算取得後も常に要件を満たしている必要があります。要件に該当しないことが判明した場合は、要件を満たさなくなった月から加算を算定できませんので、介護給付費算定に係る体制等届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を速やかに届け出てください。

※ 重度要介護者等対応要件等が満たさなくなったことにより加算の変更（Ⅰ→Ⅱなど単位数が下がる場合）を行う際は、届出日と関係なく従来の加算が算定できなくなった月から変更できるため、速やかに届け出てください。加算の変更のうち単位数が上がるもの（Ⅱ→Ⅰなど）については通常の加算の届出と同じく変更する月の前月１５日（閉庁日であれば直前の開庁日）になります。なお、１６日以降に届出された場合は、届出月の翌々月分から、当該加算が適用となります。

居宅介護支援事業所の特定事業所加算について
（介護支援専門員実務研修等の実習協力体制）

概　要

特定事業所加算の算定要件として、平成２８年度の「介護支援専門員実務研修受講試験」の合格発表の日（※1）から、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが必要となります。

（※1）平成 28 年 11 月 22 日

○「協力又は協力体制を確保している」とは

現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいいます。

特定事業所加算の算定事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入れを行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすることが必要です。

○長崎県の取扱いについて

研修実施機関である長崎県介護支援専門員連絡協議会と事業所とで「介護支援専門員実務研修実習委託契約書」を締結することで、実習への協力又は協力体制が整っているということとします。

実習の質の確保や内容の平準化のため、契約書を締結する前提要件として、見学実習の受入れに関する指導者研修（※2）を受講する必要があります。

（※2）見学実習の受入れに関する指導者研修

H27 年度：介護支援専門員資質向上のための地域同行型研修

H28 年度以降：研修実施機関が毎年実施予定(1~2 日間程度)

○今後の流れ

【H27 年度に指導者研修を受講済みの事業所】

11 月 22 日までに契約手続きを行うこととなります。9 月末～10 月頃に、研修実施機関から事業所へ契約等の案内を送付する予定です。

【H28 年度に指導者研修を受講予定の事業所】

12 月に指導者研修を実施予定です。契約手続きは指導者研修受講後になります。11 月 22 日までの段階では、契約締結を行う旨の確約書を研修実施機関と取り交わすこととなります。

【共通】

実務研修の実施時期は、1 月～5 月頃、そのうち、実習の時期は 2 月～3 月頃の予定です。

【指導者研修・契約締結等に関するお問合せ】
（介護支援専門員実務研修　指定実施機関）
〒852-8104　長崎市茂里町3-24
特定非営利活動法人　長崎県介護支援専門員連絡協議会
TEL:095-893-6152

新規指定・更新・変更・加算届出の手続きについて

１．新規指定

毎月１０日まで（１０日が閉庁日の場合は、直前の開庁日まで）に指定申請がなされ、指定基準を充足しているものについては、翌月１日に指定することとしております。

なお、指定申請に関する相談等につきましては、事前にアポイントメントして、相談時間を設定していただきますようお願いします。

２．指定更新

介護保険法改正により更新制度が創設され、介護サービス事業者の指定（許可）については、６年ごとに更新が必要です。

更新を行わない場合は、指定（許可）有効期間の満了により指定（許可）の効力を失うこととなりますので、以下の内容にご留意のうえ、申請等の手続をお願いします。

①　更新申請の対象事業所

次の事業所を除き、長崎県知事が指定（許可）している介護サービス事業所の全てが更新申請の対象となります。

【更新手続が不要の事業所】

- 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーション(介護予防含む。)のみなし指定事業所

※通所リハビリテーションについては、平成２１年４月以降は有効期間満了日の翌日からみなし事業所となり更新手続きは不要となりました。

- （介護予防）居宅療養管理指導のみなし指定事業所
- 介護老人保健施設が行う通所リハビリテーション及び短期入所療養介護（介護予防を含む。）のみなし指定事業所
- 介護療養型医療施設が行う（介護予防）短期入所療養介護のみなし指定事業所

②　指定有効期間

指定（許可）日より６年を経過する日までとなります。

（例）平成２８年３月１日に指定（許可）を受けた事業所の有効期間は、平成３４年２月２８日が有効期限満了日

※指定（許可）の効力を引き続き有効にするためには、有効期間満了日までに更新手続を行わなければなりません。

- 休止中の事業所については、指定（許可）基準等を満たしていないため、指定（許可）更新を受けることはできません。更新する場合は、再開届と更新申請書の提出が必要となります。

ホーム＞分類で探す＞福祉・保健＞高齢者・介護保険＞介護保険事業者の諸手続き＞介護保険事業者の指定申請・更新申請・変更手続き
http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/shinsei-henkou-shinsei-henkou/

３．変更届・加算届出等の手続きについて

内容		提出期限
変更	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合	変更が生じた日から１０日以内 ただし運営規程の内容のうち、人員基準を満たした上での「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更については、変更の届出は１年のうちの一定の時期に行うことでかまわない。 ※介護老人保健施設及び介護療養型医療施設については、変更内容によっては、変更申請書が必要となる。
廃止・休止	事業所が当該事業を廃止・休止しようとするとき	廃止・休止する日の１月前まで ※指定有効期限を超えての休止及び休止中の指定更新はできない。
指定辞退	事業所が当該事業の指定を辞退しようとするとき（対象:介護老人福祉施設、介護療養型医療施設）	辞退する日の１月前まで
再開	休止中の事業所を再開した場合	再開した日から１０日以内
加算	事前に介護給付費算定体制に関する届出を提出	原則、算定する前月の１５日まで（必着）。その他、加算によって提出期限が異なるので、「介護給付費算定体制に係る届出」を参照。

「長崎県　長寿社会課」のホームページに様式を掲載しています。

http://www.pref.nagasaki.jp/

▽ホーム＜分類で探す＜福祉・保健＜高齢者・介護保険＜介護保険事業者の諸手続き＜介護保険事業者の指定申請・更新申請・変更手続き

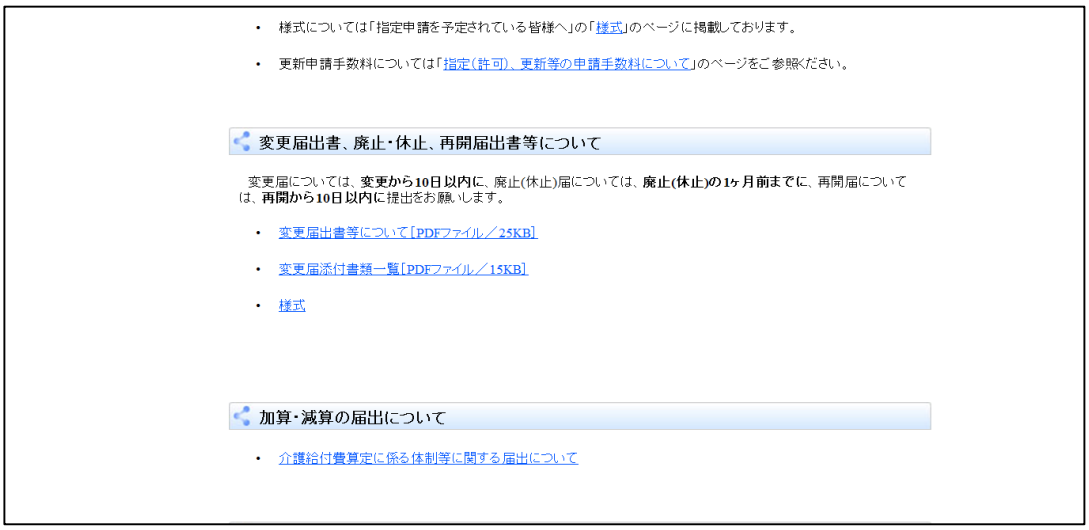

- 様式については「指定申請を予定されている皆様へ」の「様式」のページに掲載しております。
- 更新申請手数料については「指定（許可）、更新等の申請手数料について」のページをご参照ください。

変更届出書、廃止・休止、再開届出書等について

変更届については、**変更から10日以内**に、廃止(休止)届については、**廃止(休止)の1ヶ月前までに**、再開届については、**再開から10日以内**に提出をお願いします。

- 変更届出書等について［PDFファイル／25KB］
- 変更届添付書類一覧［PDFファイル／15KB］
- 様式

加算・減算の届出について

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

《 添付書類一覧 》

変更があった際には、変更後１０日以内に事業所単位で変更届出書等を施設・介護サービス班宛提出して下さい。

（事業所の所在地の変更等変更内容によっては事前協議が必要な場合もありますので、ご注意下さい。）

必要な書類

① 変更届出書（第３号様式）

② 下記添付書（変更事項によって添付書類が異なりますので、ご注意ください。）

※ 様式のダウンロード

http://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/72127.html

▽ホーム＜分類で探す＜福祉・保健＜高齢者・介護保険＜介護保険事業者の諸手続き＜介護保険事業者の指定申請・更新申請・変更手続き

※ 届出内容によっては、下記以外に追加書類をお願いすることがあります。

変更があった事項		添付書類	対象サービス
1	事業所（施設）の名称	・新旧の運営規程	全サービス
2	事業所（施設）の所在地	・新旧の運営規程 ・移転先の事業所の平面図 ・建物の賃貸借契約書等の使用権原を証する書類の写し ・必要に応じて建築基準法及び消防法に基づく検査済証等の写し ・医療機関の場合は、必要に応じて病院の使用許可証、診療所の使用許可証若しくは届出書等の写し ・電話番号、ファックス番号が変わった場合は、変更届出書に記載	全サービス
3	事業（開設）者の名称・主たる事務所の所在地	・定款 ・登記事項証明書 ・電話番号、ファックス番号が変わった場合は、変更届出書に記載	全サービス
4	代表者の職・氏名、生年月日及び住所	・登記事項証明書 ・誓約書（参考様式９－１）、役員名簿（参考様式９－２、新しい代表者のみ記載）	全サービス
5	定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	・定款・寄附行為 ・登記事項証明書・条例等	全サービス

変更があった事項		添付書類	対象サービス
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	・新旧事業所の平面図	介護老人保健施設を除くサービス ＜介護老人保健施設は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（第６号様式）による事前の許可申請が必要＞
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	・備品一覧表（様式は任意）	（介護予防）訪問入浴介護
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設を除く。）	・管理者経歴書 ・勤務形態一覧表（必要に応じて資格証等の写し） ・誓約書（参考様式９－１）、役員名簿（参考様式９－２、新しい管理者のみ記載） ・兼務職員一覧 （指定事業所以外で兼務がある場合）	介護老人保健施設を除くサービス ＜介護老人保健施設は、介護老人保健施設管理者承認申請書（第７号様式）による事前の承認申請が必要＞
9	サービス提供責任者の氏名及び住所等	・サービス提供責任者経歴書（届出書に住所を記載することで省略可）・勤務形態一覧表、資格証等の写し・兼務職員一覧（指定事業所以外で兼務がある場合）	（介護予防）訪問介護
10	運営規程	・新旧の運営規程（従業者の人数変更の場合は変更日からの勤務形態一覧表及び新規就労者の資格証等の写し） ・変更箇所及び内容が分かるように変更届出書に記載 ・兼務職員一覧（指定事業所以外で兼務がある場合	全サービス ＜但し、介護老人保健施設は、定員及び従業者数等の変更がある場合は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（第６号様式）による事前の許可申請が必要＞
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	・協力医療機関との契約書等の写し（変更届出書に協力医療機関の診療科目を記載）	・（介護予防）訪問入浴介護 ・（介護予防）短期入所生活介護 ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ＜介護老人保健施設は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（第６号様式）による事前の許可申請が必要＞
12	事業所の種別	―	・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリ ・（介護予防）通所リハビリ ・（介護予防）居宅療養管理指導

変更があった事項		添付書類	対象サービス
			・(介護予防)短期入所療養介護 ・介護療養型医療施設
13	提供する居宅療養管理指導の種類	・新旧の運営規程	(介護予防)居宅療養管理指導
14	事業実施形態（単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別）	・付表 ・新旧の運営規程 ・勤務形態一覧表（必要に応じて資格証等の写し）	(介護予防)短期入所生活介護
15	入院患者又は入所者の定員	・付表 ・新旧の運営規程 ・勤務形態一覧表 （必要に応じて資格証等の写し） ・新旧事業所の平面図 ・必要に応じて建築基準法及び消防法に基づく検査済証等の写し ・医療機関の場合は、必要に応じて病院の使用許可証、診療所の使用許可証若しくは届出書等の写し	・(介護予防)短期入所生活介護 ・(介護予防)短期入所療養介護 ＜介護老人保健施設は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（第６号様式）による事前の許可申請が必要＞ ＜介護療養型医療施設は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書（第９号様式）による事前の許可申請が必要＞
16	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）	・変更後の福祉用具の保管・消毒方法（委託の場合は、変更した契約書の写し又は委託先の保管・消毒の方法がわかる書類）	(介護予防)福祉用具貸与
17	併設施設の状況等	・新旧事業所の平面図	・介護老人福祉施設 ・介護療養型医療施設 ＜介護老人保健施設は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（第６号様式）による事前の許可申請が必要＞
18	役員の氏名、生年月日及び住所	・誓約書、役員名簿 （役員名簿は新役員のみ記載）	全サービス
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧表・勤務形態一覧表・新規就労者の介護支援専門員登録証明書又は介護支援専門員証の写し（最新のもの）	・(介護予防)特定施設入居者生活介護・居宅介護支援事業・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設

【留意事項】

① 届出事項について

- 運営規程の変更の内、職員の人数の変更については、人員配置基準を満たしていることを前提に年に１回の報告で構わない。
- 但し、①管理者②サービス提供責任者③介護支援専門員④法人の代表者⑤役員については、その都度届出を提出が必要。
- 電話・ＦＡＸ番号を変更する場合には、必ず届出を行うこと。

② 勤務形態一覧表について

- 記載する職名、あるいは兼務の状況の記載もれがないようにすること。

（当該事業所にあっては専従であるのに、他の事業所と兼務していることから兼務としているケースがあるので注意すること。）

- 基準上、常勤換算が必要なものについては、常勤換算数をもれなく記入すること。また、他の併設する事業所と常勤兼務として１と計算している場合もあるが、この場合は非常勤専従のため１にはならない。
- 事業所ごとの勤務時間を記入すること。（有料と訪問介護の勤務表を一体的に作成している場合等が見受けられるが、必ずそれぞれで勤務表を作成すること。）

（参考様式1）

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　（ 27年 8月分）　**サービス種類（** 訪問介護・介護予防訪問介護

事 業 所 名（ △△△訪問介護事業所

「職員の１週間の合計勤務時間」÷「事業所の常勤職員の１週間の勤務時間」

◎ 常勤職員の勤務時間 1日 8 時間　1週 40 時間

※ 常勤職員の勤務時間については、事業所において定めている就業規則等をご確認のうえ記載してください。

職種	勤務形態	氏名	第1週 1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	第2週 8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	第3週 15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	第4週 22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	備考
管理者	A	○○○ ○○○	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	160	40	1	
サービス提供責任者	A	■■■ ■■■	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	160	40	1	
介護職員	A	□□□ □□□	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	160	40	1	
介護職員	A	▲▲ ▲▲▲	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	8	8	休	休	8	8	8	160	40	1	
介護職員	C	●● ●●●	4	4	休	休	4	4	4	4	4	休	休	4	4	4	4	4	休	休	4	4	4	4	4	休	休	4	4	4	80	20	0.5	3.5

ここでいう、常勤、非常勤の区別は、事業所で規定した時間数を勤務するかで区別されるものであり、正社員、パートで区別するものではありません。

事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

※有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等と併設の事業所や同一法人の他の事業所との兼務の場合は、併せて１つの勤務表しか作成していないことがあるので、必ず事業所ごとに勤務表を作成してください。

備考 1 ＊欄には、新規申請の場合は事業開始予定年月日から、更新申請の場合は申請年月日から、変更届出の場合は変更年月日から起算して該当する曜日を記入してください。
2 申請する事業に係る従業者全員（管理者を含む。）について、4週間分の勤務すべき時間数等を記入してください。夜勤、準夜勤については、網かけをする等その旨を表示 してください。
3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。
勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務
4 常勤換算が必要な職種は、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
5 本表に記入する従業者のうち、他の介護サービス事業所の業務を兼務する者については、次の者を除き「兼務職員一覧」に所要事項を記載してください。なお、記載対象の兼務者がいない場合は「兼務職員一覧」の余白に「該当なし」と記載してください。
【兼務職員一覧への記載が不要の者】
(1) 介護老人保健施設の従業者のうち、当該施設が行う通所リハビリテーション又は短期入所療養介護（それぞれ介護予防を含む。）のみなし指定事業所の業務のみを兼務する者
(2) 介護療養型医療施設の従業者のうち、当該施設が行う短期入所療養介護(介護予防を含む。)の業務のみを兼務する者

③ 資格証について

- 結婚等により、資格証と勤務形態一覧表の氏名（姓）が異なる場合は、同一人物であることを示すために、資格証の写しに、申請法人代表が証明すること。

④ 平面図について

- 平面図内に部屋の名称を記載すること。また専用、共用の区別がわかるように表示すること。

⑤ 介護支援専門員を配置している事業所（施設）

- 介護支援専門員の資格は５年間の有効期限があるため、有効期限前に県から更新研修の通知等をしており、更新研修受講後、資格更新の手続きを行うこととなっている。
- 資格更新がなされていないとケアマネ業務は行えないので、有効期限の確認、更新研修受講、更新手続きには十分留意すること。
  本人自身はもちろんのこと、事業所（施設）管理者も資格証の管理・確認に十分留意すること。

⑥ 誓約書

- 変更する内容が、誓約書の添付を要する場合（管理者の変更等）、サービス毎に様式が異なるので、注意すること。

居宅サービス　　・・・参考様式９－１－①
介護予防サービス　・・・参考様式９－１－②　※居宅と予防の場合、①と②を添付
居宅介護支援　　・・・参考様式９－１－③
介護老人福祉施設　・・・参考様式９－１－④

⑦ 定員の変更について

- 利用定員の変更を行う場合、運営規程及び勤務形態一覧表を、定員増に伴う従業員の増員がある場合には、資格証（写）を添付。
- なお、通所介護で、利用定員・営業日等の変更を行う場合には、人員配置や事業所規模の変更の有無について留意すること。

⑧ 自己負担の変更について

- 平成２７年８月より、一定以上の所得者は介護保険の自己負担が１割から２割となる。そのため、運営規程の中で利用料（利用者の自己負担）について、１割と記載されている場合は、運営規程の変更を行う必要がある。
- この変更については、届出までは求めないが、他に変更事由が生じた際には併せて提出すること。

４．介護給付費算定体制に係る届出

事業所は、介護給付費算定に係る体制に変更(減算も含む)があった場合には、届出が必要となります。

また、加算に係る要件を満たさなくなった場合等には、速やかに加算を廃止する旨届出をする必要がありますのでご注意ください。

前年度（３月を除く４月から２月までの１１ヶ月間）の実績に基づき判断するものについては、３月に実績を確認していただき、変更となる場合には、届出を提出してください。

サービス名	提出期限
訪問通所サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援	毎月１５日以前に届出→翌月から 毎月１６日以後に届出→翌々月から
緊急時訪問看護加算	届出が受理された日から算定
短期入所サービス、特定施設、介護保険施設	届出が受理された日の翌月から算定 （月の初日の場合はその月から算定）

【提出書類】

・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（別紙２）

・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（別紙１、別紙１－２）

※該当サービス分の提出でかまいません。

・その他添付書類

http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/taisei/

ホーム＜分類で探す＜福祉・保健＜高齢者・介護保険＜介護保険事業者の諸手続き＜加算・減算の届出について

（別紙２）

受付番号	

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

平成　27 年　8 月　1 日

長崎県知事　　殿

所在地
名　称　　印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号	

届出者	フリガナ 名　称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　―　） 県　郡市 （ビルの名称等）			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	（郵便番号　―　） 県　郡市			
事業所・施設の状況	主たる事業所・施設の所在地	（郵便番号　―　） 県　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	（郵便番号　―　） 県　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	管理者の氏名				
	管理者の住所	（郵便番号　―　） 県　郡市			

届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定（許可）年月日	異動等の区分	異動（予定）年月日	異動項目（※変更の場合）
指定居宅サービス	訪問介護	○	平成27年4月1日	1新規　②変更　3終了	平成27年10月1日	介護職員処遇改善加算
	訪問入浴介護			1新規　2変更　3終了		
	訪問看護			1新規　2変更　3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規　2変更　3終了		
	居宅療養管理指導					
	通所介護					
	療養通所介護					
	通所リハビリテーション					
	短期入所生活介護					
	短期入所療養介護					
	特定施設入居者生活介護					
	福祉用具貸与			1新規　2変更　3終了		
	介護予防訪問介護	○	平成27年4月1日	1新規　②変更　3終了	平成27年10月1日	介護職員処遇改善加算
	介護予防訪問入浴介護			1新規　2変更　3終了		
	介護予防訪問看護			1新規　2変更　3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規　2変更　3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			1新規　2変更　3終了		
	介護予防通所介護			1新規　2変更　3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			1新規　2変更　3終了		
	介護予防短期入所生活介護			1新規　2変更　3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規　2変更　3終了		
	介護予防特定施設入居者生活介護			1新規　2変更　3終了		
	介護予防福祉用具貸与			1新規　2変更　3終了		
	居宅介護支援			1新規　2変更　3終了		
施設	介護老人福祉施設			1新規　2変更　3終了		
	介護老人保健施設			1新規　2変更　3終了		
	介護療養型医療施設			1新規　2変更　3終了		

介護保険事業所番号										
医療機関コード等										

特記事項	変　更　前	変　更　後
	介護職員処遇改善加算なし	介護職員処遇改善加算Ⅰ

関係書類	別添のとおり

「異動項目」欄には、(別紙 1，1－2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

①　サービス提供体制強化加算

既に算定している事業所においては、毎年度３月に基準に適合しているかどうかの確認をしていただき、基準に適合しない場合はすみやかに県へその旨の届出をおこなってください。
また、４月から新たに算定を行う場合は３月１５日までに届出をしなければなりません。
※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

- 職員の割合の算出においては、常勤換算方法により算出した平成２８年度（３月を除く４月から２月までの１１ヶ月間）の平均を用います。
- サービス毎に要件は異なりますので、ご注意ください。

〔参考様式付表【介護福祉士の状況】〕

サービス種類（　　）
事業所・施設名（　　）

○サービス提供体制強化加算用従業者常勤換算一覧表
（介護福祉士を一定割合以上履用している事業所用）

【平成　27 年　2 月末現在】

職種	氏名	従業者の資格取得状況 保有資格 / 資格取得年月日	各月常勤換算数 4月 換算数	該当	5月 換算数	該当	6月 換算数	該当	7月 換算数	該当	8月 換算数	該当	9月 換算数	該当	10月 換算数	該当	11月 換算数	該当	12月 換算数	該当	1月 換算数	該当	2月 換算数	該当	常勤換算数平均
介護職員	●●● ●●	介護福祉士 21 年 4 月 21 日	1.0000	○	1.0000	○	1.0000	○	1.0000	○	1.0000	○	1.0000	○	1.0000	○	1.0000	○	1.0000	○	1.0000	○	1.0000	○	
介護職員	△△ △△△	介護福祉士 25 年 4 月 22 日	0.5410	○	0.5410	○	0.5410	○	0.5410	○	0.8520	○	0.8520	○	0.5410	○	0.5410	○	0.5410	○	1.0000	○	1.0000	○	
介護職	□□ □□□	介護福祉士 19 年 3 月 31 日						○	0.4510	○	0.4510	○	0.4510	○	0.4510	○	0.4510	○	0.4510	○	0.4510	○	0.4510	○	
介護職	◆ ◆◆◆	介護福祉士 年 月 日	0.5212												0.3140		0.3140		0.3140		0.3140		0.3140		
		日															0.782		0.775		0.782				
		日																							
		日																							
		日																							
		日																							
		日																							
		① 介護職員の総数（常勤換算）	2.0		2.0		2.3		2.3		2.6		2.6												28.300
		② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	1.5		1.5		1.9		1.9		2.3		2.3												21.900
		③ ①のうち②の者の割合 ②÷①　（%）	0.8		0.8		0.8		0.8		0.9		0.9		0.8		0.6		0.6		0.7		0.9		0.774

介護福祉士の割合を算出する際は、介護職員のみが対象となります。生活相談員等を兼務している場合には、兼務の時間を除いてください。

常勤換算の算出に当たっては、兼務先の勤務時間は除くこと。

合計の①②の常勤換算は、小数点第２位以下を切り捨ててください。

【提出書類】
・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
・添付書類については、サービス毎に異なりますので、ホームページをご確認ください。
http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/taisei/
ホーム＜分類で探す＜福祉・保健＜高齢者・介護保険＜介護保険事業者の諸手続き＜加算・減算の届出について

②　事業所評価加算

選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行う介護予防通所サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間（各年１月１日から１２月３１日までの期間）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき加算を行うものです。

評価基準

事業所評価加算の対象事業所は、次の要件を満たす必要があります。

- 運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスを行っていること
- 評価対象期間における利用実人員数が１０名以上であること。
- 次の算定式を満たすこと。

$$\frac{\text{評価対象期間内に選択サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションを利用した者の数}} \geqq 0.6$$

$$\frac{\text{要支援度の維持者数＋改善者数×２}}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスを３月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geqq 0.7$$

※詳しくは、平成２４年４月版「介護報酬の解釈」単位数表編 1008 頁～参照

手続き

当該加算は長崎県へ事前に届け出ることが必要です。平成２９年４月より事業所評価加算の算定を希望する事業所で、且つ現在『事業所評価加算［申出］の有無』を「１　なし」で届け出ている事業所については、平成２８年１０月１４日（金）（必着〆切厳守）までに提出してください。期限までに提出されなかった場合、平成２９年４月からの事業所評価加算は算定不可となります。

- 既に「２　あり」で届け出ている事業所や、加算を算定する予定がない事業所は提出不要。

【提出書類】
・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/
ホーム＜分類で探す＜福祉・保健＜高齢者・介護保険＜介護保険事業者の諸手続き＜加算・減算の届出について

資料12

○各サービスの指導・指摘内容について

[訪問介護]

	事項	指導指摘内容	根拠	
			基準省令等	県条例・規則
1	人員配置	・サービス提供責任者の員数について、常勤として配置すべき員数を満たしていないので、適正に配置すること。 ・訪問介護員の員数について常勤換算で2.5人以上配置していないので、適正に配置すること。	居宅基準第5条	県条例第6条、第49条 県条例施行規則第3条、第14条
2	運営規程・重要事項説明	・運営規程に定めている営業日や従事者数と実態が一致していない。従事者数等の変更があった場合は、規程を改正し変更届けを行うこと(員数の変更に関しては年1回で可)。 ・重要事項説明書に苦情処理の体制・手順を記載すること。	居宅基準第8条、第29条、	県条例第30条
3	勤務体制の確保等	・勤務予定表が作成されていないので、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。	居宅基準第30条	県条例第32条
4	衛生管理等	・訪問介護員の健康診断を実施していない。 ・感染症防止のための消毒薬、マスク等の備品を備え付けていない。	居宅基準第31条	県条例第33条
5	訪問介護計画	・訪問介護計画が作成されていなかったり、作成していても利用者への説明や同意を得ていない、交付していない事例がある。 ・ケアプランで設定してあるサービス期間を超えて一律に1年間で計画を作成しているので、ケアプランに沿って計画を作成すること。 また、ケアプランが変更されているのに訪問介護計画を変更していない事例がある。計画の変更にさいして目標等の評価を行っていない。 ・計画作成に当たってアセスメントを行っていない、アセスメントの記録を残していない事例がある。	居宅基準第24条	県条例第25条
6	サービスの提供の記録	ヘルパー稼動記録等に実際のサービス提供時間を記載せず、計画通りの時間で記入しているケースあり。 ＊提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していないことになる。	居宅基準第19条	県条例第20条

資料12

○各サービスの指導・指摘内容について

[通所介護]

	事項	指導指摘内容	根拠	
			基準省令等	県条例・規則
1	人員配置	・介護職員が基準上必要な数が配置されていない日がある。 ・サービス提供時間を通じて生活相談員が常勤換算で1以上配置されていない。 ・生活相談員又は介護職員のうち常勤職員を１人以上配置していない。 ・機能訓練指導員を配置していない。	居宅基準第93条	県条例第6条、第49条 県条例施行規則第3条、第14条
2	運営規程	・運営規程に定めている従事者数や営業時間が実態と一致していない。従事者数等の変更があった場合は、規程を改正し変更届けを行うこと(従業員数の変更に関しては年１回で可)。	居宅基準第100条 介護保険法第75条	県条例第107条
3	勤務体制の確保等	・事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。 (有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等と併設の事業所で、併せて1つの勤務表しか作っていない場合は基準違反となる。)	居宅基準第101条	県条例第108条
4	通所介護計画の作成	・通所介護計画作成にあたって、利用者又はその家族に対して説明し同意を得ていない。当該計画を利用者へ交付していない事例がある。漏れなく同意を得て交付すること。また交付した旨を明確にしておくこと。 ・通所介護計画作成にあたって、アセスメントを実施していない。	居宅基準第99条	県条例第106条
5	定員遵守	・定員を超過してサービスを提供している日がある。	居宅基準第102条	県条例第109条
6	非常災害対策等	・消防計画等に風水害や地震に対応した計画が盛り込まれていない。 ・計画に定めた避難訓練が計画どおりに行われていない。	居宅基準第103条	県条例第110条
7	衛生管理等	・洗面所に共用タオルを使用しているのでペーパータオル等に変更すること。 ・職員の健康診断を実施していない。	居宅基準第104条	県条例第111条
8	介護報酬の算定	・サービス途中で利用者が医療機関を受診した事例について、時短処理をせずに計画時間でそのまま請求していた。 ・個別機能訓練加算Ⅰの算定において、常勤の機能訓練指導員が不在の日に非常勤職員が機能訓練を行っても算定できないが算定している事例があった。 ・個別機能訓練計画について利用者の同意を得ていないと加算の算定ができないのに算定している事例があった。 ・利用者に対し、送迎を行わなかった場合に減算を行っていない。	居宅サービスに要する費用の額の算定基準別表6 介護報酬Q&A	---

資料12

○各サービスの指導・指摘内容について

[短期入所生活介護]

	事項	指導指摘内容	根拠	
			基準省令等	県条例・規則
1	勤務体制の確保	・併設有料老人ホームと一体的に職員配置を行っていたが、特定施設の指定を受けていない有料老人ホームについては一体的配置はできない。 ・勤務表において常勤配置としているが、法人として常勤であっても併設事業所を兼務している職員については非常勤扱いになる	居宅基準第101条	県条例第108条
2	運営規程	・運営規程に定めている従事者数と実態が一致していない。従事者数等の変更があった場合は、規程を改正し変更届けを行うこと(員数の変更に関しては年1回で可)。	居宅基準第137条 介護保険法第75条	県条例第164条
3	非常災害対策等	・　風水害や地震に対応した計画が作成されていない。	居宅基準第103条	県条例第110条
4	衛生管理等	・一部職員について健康診断が行われていない。	居宅基準第104条	県条例第111条
5	介護報酬	・サービス提供体制強化加算Ⅱについて、看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が基準を満たしていない(75%に達していない)	費用の額の算定基準別表8 ホ	---

[特定施設入居者生活介護]

	事項	指導指摘内容	根拠	
			基準省令等	県条例・規則
1	取り扱い方針	・身体拘束をしていないという理由で身体拘束廃止委員会を設置していないが、その場合にあっても、委員会を設置し、定期的に会議を開催し、継続的に職員への意識啓発を図ること。	居宅基準第183条	県条例第226条
2	運営規程	・運営規程に定めている従事者数と実態が一致していない。従事者数等の変更があった場合は、規程を改正し変更届けを行うこと(員数の変更に関しては年1回で可)。	居宅基準第189条 介護保険法第75条	県条例第232条
3	非常災害対策等	・　風水害や地震に対応した計画が作成されていない。	居宅基準第103条	県条例第110条
4	衛生管理等	・一部職員について健康診断が行われていない。	居宅基準第104条	県条例第111条

[福祉用具貸与・販売]

	事項	指導指摘内容	根拠	
			基準省令等	県条例・規則
1	運営規程、重要事項説明	・運営規程に定めている実施地域と重要事項説明と一致していない。変更があった場合は、規程を改正し変更届けを行うこと。	居宅基準第8条、第200条 介護保険法第75条	県条例第9条、第257条
2	勤務体制の確保	・勤務予定表を出勤実績確定後に破棄しているので、記録として2年間保管しておくこと。 ・勤務予定表に管理者との兼務状況を記載すること。	居宅基準第101条	県条例第108条
3	福祉用具貸与計画、福祉用具販売計画の作成	・計画作成に当たって事業所として利用者のアセスメントを実施していない(ケアマネ作成のアセスメント表のコピーを入手しているだけでは不足)ので、実施し記録として残すこと。 ・モニタリングの記録がないので残すこと。	居宅基準第199条の2	県条例第256条
4	個人情報を用いる場合の同意	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により漏れなく得ること。なお、この同意はサービス提供開始時に包括的な同意を得ることで足りるものであること。	居宅基準第33条	県条例第35条

○各サービスの指導・指摘内容について

資料12

[居宅介護支援]

	事項	指導指摘内容	根拠	
			基準省令等	県条例・規則
1	人員配置	・常勤の介護支援専門員が1名以上配置されていない。(併設事業所に従事している兼務職員は、管理者を除いて常勤とはならない)	居宅介護支援基準第2条	県居宅介護支援条例第3条
2	勤務体制の確保	・毎月、勤務予定表を作成していない(介護支援専門員1人体制であっても作成すること)。	居宅介護支援基準第19条	県居宅介護支援条例第22条
3	居宅サービス計画	・計画の作成にあたり、サービス担当者会議を開催していない事例がある。 ・また、計画を利用者及びサービス事業者へ交付したことが明確になっていない。 ・医療系サービスを位置づける際に主治医の意見を聞いたことが明確になっていない。	居宅介護支援基準第13条	県居宅介護支援条例第16条
4	個人情報を用いる場合の同意	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により漏れなく得ること。なお、この同意はサービス提供開始時に包括的な同意を得ることで足りるものであること。	居宅介護支援基準第23条	県居宅介護支援条例第26条
5	介護報酬	・サービス担当者会議の未開催、モニタリング未実施の場合における運営基準減算を行っていない事例がある。	居宅介護支援に要する費用の額の算定基準別表 イ注2	---

[介護老人福祉施設]

	事項	指導指摘内容	根拠	
			基準省令等	県条例・規則
1	サービスの取り扱い方針	・身体拘束が長期化している。身体拘束解除に向けた取り組みが不足している。	老人福祉施設基準第11条	県老人福祉施設条例第16条
2	施設サービス計画の作成	・ケアプランの目標が、利用者の目標となっておらず、介護する側の目標となっているもの、目標が具体的でない等適切に設定されていない。 ・定期的に評価を行うことになっているが、目標の達成度等について評価が行われていない。	老人福祉施設基準第12条	県老人福祉施設条例第17条
3	介護	・褥瘡が発症しているが、「褥瘡予防対策のための指針」に基づいた取り組みがなされてない。発症防止のためハイリスク者を把握し日頃から発症予防に配慮を行うこと。 ・週2回以上入浴が行われていない事例があるので、適切に入浴を行うこと。	老人福祉施設基準第13条	県老人福祉施設条例第18条
4	衛生管理等	・「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づいた取り組みがなされていない。	老人福祉施設基準第27条	県老人福祉施設条例第33条
5	事故発生の防止及び発生時の対応	・事故防止に関し、事故報告とヒヤリハット報告の区分認識が不明確で、ヒヤリハット報告が活用されていない。報告を多数収集・分析の結果をスタッフへ周知徹底することを通じて事故防止に活用すること。 ・重大事故(入院治療が必要等)について市へ報告されていない事例があるので、適切に報告すること。	老人福祉施設基準第35条	県老人福祉施設条例第41条
6	介護報酬	・個別機能訓練加算の実施記録がないのに加算を算定している事例がある。	施設サービス等に要する費用の額の算定基準別表1注9	---

資料12

○各サービスの指導・指摘内容について

[介護老人保健施設]

	事項	指導指摘内容	根拠	
			基準省令等	県条例・規則
1	サービスの取扱方針	・身体拘束の記録は行われていものの、身体拘束解除に向けた検討が不足している。	老人保健施設基準第13条	県老人保健施設条例第16条
2	施設サービス計画の作成	・モニタリングがサービス実施状況の把握に止まっており、目標の達成度等について適切な評価が行われていない。	老人保健施設基準第14条	県老人保健施設条例第17条
3	看護及び医学的管理の下における介護	「褥瘡予防対策のための指針」に基づいた取り組みがなされてない。発症防止のためハイリスク者を把握し日頃から発症予防に配慮を行うこと。	老人保健施設基準第18条	県老人保健施設条例第21条
4	非常災害対策等	・防災計画に風水害対策を含んでないので入れること。	老人保健施設基準第28条	県老人保健施設条例第32条
5	衛生管理等	・「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づいた取り組みがなされていない。	老人保健施設基準第29条	県老人保健施設条例第33条
6	事故発生の防止及び発生時の対応	事故防止に関し、事故報告とヒヤリハット報告の区分認識が不明確で、ヒヤリハット報告が活用されていない。報告を多数収集・分析の結果をスタッフへ周知徹底することを通じて事故防止に活用すること。	老人保健施設基準第36条	県老人保健施設条例第40条

資料１２

平成２７年度実地指導概要

（介護保険事業関係）

平成２８年８月

１．実地指導の実績

区　　分	実地指導対象数	実地指導数	実施率(%)
介護保険事業	2,989	647	21.6
施設サービス事業	159	48	30.2
居宅サービス事業	1,662	327	19.7
介護予防サービス事業	1,168	272	23.3

（注1）実地指導対象数は、平成２７年３月３１日現在
（注2）居宅介護支援事業所は居宅サービス事業に含めている。

２．H２７年度文書指摘の概況

区　　分	介護保険施設・事業所
実地指導施設・事業所	647
文書指摘施設・事業所	136
指摘率（％）	21.0
指摘件数	375

３．Ｈ２７年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）

区　　分	介護保険施設・事業所			
	施　設 サービス	居宅サービス （介護予防含む）	計	指摘率 （B／A）
実地指導対象施設・事業所 実地指導施設・事業所　A 文書指摘を受けた施設・事業所　B	159 48 12	2,830 599 124	2,989 647 136	 21.0
指　摘　事　項	指摘数	指摘数	指摘数	割　合
	件	件	件	%
【人員に関する基準】	2	65	67	17.9
【設備に関する基準】	0	4	4	1.1
【運営に関する基準】	11	247	258	68.8
【介護給付費の算定及び取扱い】	8	38	46	12.2
合　　計	21	354	375	100.0

４．Ｈ２７年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）

区　　分	介護保険施設・事業所			
	施　設 ｻｰﾋﾞｽ	居　宅 ｻｰﾋﾞｽ (介護予防含)	計	指摘率 (B/A)
実地指導対象施設・事業所	159	2,830	2,989	
実地指導施設・事業所　　A	48	599	647	
文書指摘を受けた施設・事業所　B	12	124	136	21.0
指　摘　事　項	指摘数	指摘数	指摘数	割 合
【人員に関する基準】	2	65	67	17.9
①職員の不足、必要な資格がないなど	2	65	67	
【設備に関する基準】	0	4	4	1.1
①設備、居室、病室などの不備	0	4	4	
【運営に関する基準】	11	247	258	68.8
①内容･手続きの説明･同意が不十分	0	19	19	
②サービス提供の記録などの不備	0	13	13	
③利用料の受領に関する不備	0	0	0	
④サービスの取扱方針の不備・不徹底など	9	114	123	
⑤運営規程の不備	0	16	16	
⑥勤務体制の確保が不十分など	0	30	30	
⑦重要事項等の掲示が不十分	0	6	6	
⑧衛生管理が不十分	1	21	22	
⑨個人情報の取扱の不備など	0	19	19	
⑩苦情解決体制が不十分など	1	5	6	
⑪事故発生時の対策が不十分	0	2	2	
⑫非常災害対策の不備	0	0	0	
⑬その他	0	2	2	
【介護給付費の算定及び取扱い】	8	38	46	12.2
【その他】	0	0	0	
合　　計	21	354	375	100.0

5. 文書指摘の主な事項（年度別）

【施設及び居宅サービス事業所】

区　　分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	前年度比
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	(%)
実地指導対象施設・事業所	2,929	2,969	2,965	2,989	100.8
実地指導施設・事業所　（A）	651	643	665	647	97.3
文書指摘を受けた施設・事業所（B）	148	161	128	136	106.3
指摘率(B/A)	22.7%	25.0%	19.2%	21.0%	21.0
指　摘　事　項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	前年度比
1. 人員に関する基準	**57**	**61**	**76**	**67**	**88.2**
①　職員の不足、必要な資格がないなど	57	61	76	67	88.2
2. 設備に関する基準	**18**	**10**	**8**	**4**	**50.0**
①　設備、居室、病室などの不備	18	10	8	4	50.0
3. 運営に関する基準	**225**	**166**	**253**	**258**	**102.0**
①　内容・手続きの説明・同意が不十分	13	6	7	19	271.4
②　サービス提供の記録などの不備	45	2	19	13	68.4
③　利用料の受領に関する不備	4	0	6	0	－
④　サービスの取扱方針の不備・不徹底など	20	55	78	123	157.7
⑤　運営規程の不備	16	8	8	16	200.0
⑥　勤務体制の確保が不十分など	37	53	53	30	56.6
⑦　重要事項等の掲示が不十分	6	4	8	6	75.0
⑧　衛生管理が不十分	23	6	15	22	146.7
⑨　個人情報取扱いの不備など	27	16	27	19	70.4
⑩　苦情解決体制が不十分など	2	2	5	6	120.0
⑪　事故発生時の対策が不十分	9	1	5	2	40.0
⑫　非常災害対策の不備	10	4	4	0	－
⑬　その他	13	9	18	2	11.1
4. 介護給付費の算定及び取扱い	**51**	**41**	**39**	**46**	**117.9**
合　　計	351	278	376	375	99.7

６．文書指摘事項の具体的内容

（１）介護保険施設の指摘事項

本県が所管する介護保険施設は、介護老人福祉施設８１、介護老人保健施設３５、介護療養型医療施設４３の計１５９施設であり、２７年度に実地指導した施設数は４８（実地指導率３０．２％）です。このうち文書指摘した施設数は１２（指摘率２５．０％）です。

指摘件数は２１件で、内訳は運営に関する基準関係で１１件、介護給付費の算定及び取扱い関係で8件、人員に関する基準関係で2件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

〔運営に関する基準〕

- 身体拘束廃止に向けた取り組みが不十分。（記録が不十分。指針に沿った手続きがなされていない。）
- 入浴が適切に行われていない（週２回以上実施されていない）。
- 褥そう予防委員会に、委員である施設長が出席していない。

〔介護給付費の算定及び取扱い〕

- 個別機能訓練加算について、常勤の理学療法士が配置されていない。
- 看護体制加算について、常勤の看護職員が配置されていない。
- 身体拘束廃止未実施減算に関し、身体拘束等を行う際の必要な記録を行っていない事例が認められた。

〔人員に関する基準〕

- 常勤の看護職員が配置されていない（併設事業所との兼務のため）。

（２）居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

本県が所管する居宅サービス事業所は、訪問介護２６３、訪問入浴介護１６、訪問看護４９、通所介護４１４、通所リハビリテーション１３２、短期入所生活介護１２５、短期入所療養介護８３、特定施設入居者生活介護６０、福祉用具貸与７６、 福祉用具販売７８、居宅介護支援事業所３６６の計１，６６２事業所、また、介護予防サービス事業所は、訪問介護２５５、訪問入浴介護１３、訪問看護４９、通所介護３０６、通所リハビリテーション１３１、短期入所生活介護１２０、短期入所療養介護８１、特定施設入居者生活介護５９、福祉用具貸与７６、福祉用具販売７８の 計１，１６８事業所、合計２，８３０事業所であり、平成２７年度に実地指導を行った事業所数は５９９（実地指導率２１．２％）です。このうち文書指摘した事業所数は１２４（指摘率２０．７％）です。

指摘件数は３５４件であり、内訳は人員に関する基準関係で６５件、設備に関する基準関係で4件、運営に関する基準関係で２４７件、介護給付費の算定及び取扱い関係で３８件と

なっています。
これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

〔人員に関する基準〕
- 訪問介護において、訪問介護員の員数が常勤換算で２．５人以上配置されていない。
- 訪問介護において、常勤専従のサービス提供責任者が配置されていない。
- 通所介護において、生活相談員がサービス提供時間を通じて配置されていない。
- 通所介護において、介護職員が基準上必要な数が配置されていない日がある。
- 通所介護において、機能訓練指導員を配置していない。

〔設備に関する基準〕
- 訪問介護において、指定事業所の他に出張所を設置している。
- 通所介護において機能訓練室が併設の施設と区分されずに施設と一体的に使用されている。

〔運営に関する基準〕－各事業所に共通－
- 短期入所生活介護において、身体拘束廃止に向けた取り組みができていない（指針等の不備、手続の不備）
- 通所介護事業所において、定員を超過してサービスの提供を行っている日がある。
- 訪問、通所介護事業所等において、勤務表が適切に作成されていない。勤務表が併設の有料老人ホーム等と区分されていない。
- 訪問・通所等介護計画、短期入所生活介護計画が作成されているが、アセスメントやモニタリングが適切に実施されていない。また、訪問・通所介護計画の変更が適切に行われていない。
- 通所介護計画について、利用者の同意を得ていない。
- 訪問介護において、重要事項説明にかかる同意を文書で得ていない。
- 利用者の家族の個人情報の利用に関して、利用者の家族の同意を得ていない。

〔介護給付費の算定及び取扱い〕
- 訪問介護において、初回加算の算定に誤りがある（初回サービス時にサービス提供責任者が同行していないのに加算を算定している）。
- 通所介護において、利用者の家族が送迎を行っているが減算を行っていない。
- 通所介護において、常勤専従の機能訓練指導員が配置できていないのに、個別機能訓練加算Ⅰを誤って算定している。
- 通所介護において、看護職員の欠如がある場合に必要な減算措置を行っていない。
- 通所介護において、サービスの利用を中止し利用者が医療機関を受診した場合は、医療機関の保険請求が優先され、通所サービスについては変更後の利用時間に応じた単位数を算定する必要があるが、誤って当初の単位数を算定している。

７．Ｈ２７年度監査の状況

事業種別	監査事由	監査結果
訪問介護事業所外３事業所	人員・運営基準違反、不正請求の疑い	●指定取消
通所介護事業所外３事業所	人員・運営基準違反、不正請求の疑い	●指定の全部の効力停止（6ヶ月）
老人福祉施設外１事業所	虐待・運営基準違反の疑い	●指定の一部効力停止（３ヶ月）
老人福祉施設外２事業所	虐待・運営基準違反の疑い	●改善勧告

８．介護報酬の返還状況（H13年度～H27年度）

	事業所数	介護報酬返還額（千円）
１３年度	18	31,499 （内、加算額 3,325）
１４年度	23	75,418 （内、加算額 15,962）
１５年度	55	52,442 （内、加算額 5,074）
１６年度	92	125,721 （内、加算額 782）
１７年度	209	67,637 （内、加算額 0）
１８年度	127	111,543 （内、加算額 2,719）
１９年度	62	18,284 （内、加算額 0）
２０年度	54	11,984 （内、加算額 0）
２１年度	39	7,140 （内、加算額 0）
２２年度	69	14,781 （内、加算額 210）
２３年度	35	63,270 （内、加算額 12,361）
２４年度	34	7,967 （内、加算額 745）
２５年度	43	106,298 （内、加算額 2,388）
２６年度	25	26,143 （内、加算額 0）
２７年度	20	10,301 （内、加算額 0）
計	905	730,428 （内、加算額 43,566）

介護保険事業所等への各種通知等の配信に係るメールアドレスの登録について

長崎県長寿社会課では、即時の情報伝達、事務の簡略化を図るため、介護保険に関する通知等の更新情報をメールにて配信しております。つきまして、介護保険事業者等（長崎市、佐世保市及び地域密着型サービスを除く）におかれましては、メールアドレスの登録をお願いします。なお、アドレスの変更（担当者の異動に伴う変更等）があった場合は、速やかに変更をお願いします。

配信内容

① 介護保険に関する通知等

② その他特に必要と認めた事項

（県からの通知等についてホームページに掲載した場合、その旨を当メールによりお知らせします）

配信対象

長崎県指定の全ての介護保険事業所

※下記事業所については対象外となりますので、登録することはできません。

- 所在地が長崎市及び佐世保市にある事業所すべて
- 地域密着型サービス

登録方法

① 下記ホームページ掲載箇所にある登録フォームにて、必要事項を入力いただきメールアドレスの登録を行います。

② 登録後、県より受付番号が発行されますので、それをもって、登録完了とします。

③ 県から必要に応じて登録のメールアドレスあてにメールを送信します。

④ 通知等の添付を伴う場合、メール添付ではなく、すべてホームページ上にて掲載します。

【ホームページ掲載箇所】

ホーム＜分類で探す＜福祉・保健＜高齢者・介護保険＜長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ＜長崎県介護保険事業所等向けメール配信

必要な手続き

届出内容	届出時期	必要書類
メールアドレスの新規登録	随時	登録フォームより登録
メールアドレスの変更	変更から１０日以内	メールアドレス変更届 解除フォーム・登録フォーム入力
メールアドレスの解除	削除予定の１月前	メールアドレス削除届 解除フォーム入力

【アドレスの登録に当たっての留意事項】

① 登録する事業所については、上記方法により、配信先メールの登録を行ってください。

② メールアドレスは原則事業所（事業所番号）ごとに登録。法人で一括受信する場合、配信対象の事業所に確実に転送してください。

③ 事業所等からの県長寿社会課への質問等は、本メールでは返信いたしませんので、従来どおり電話及びＦＡＸ電話にて受付、回答いたします。

④ 特定のサービスにのみ配信する場合もありますので、「申込み内容」の「サービス名」の入力もお願いします。

【アドレスの変更・削除に当たっての注意事項】

① 登録した内容に変更が生じた場合、メールが正しく送信されませんので、事業所は速やかに変更の手続きを行ってください。

② 事業所を廃止した場合、事業所は速やかに登録解除の手続きを行ってください。

③ 変更・削除を行う場合には、確実な管理を行うために、専用フォームの入力と併せて、届出を施設・介護サービス班まで提出をお願いします。

―― 問い合わせ先 ――
長崎県福祉保健部
長寿社会課施設・介護サービス班
ＴＥＬ：０９５－８９５－２４３６
ＦＡＸ：０９５－８９５－２５７６